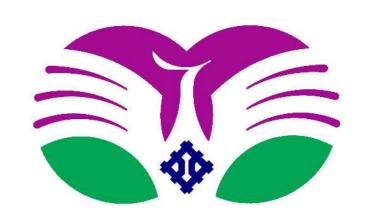
令和4年度版

福井市の国保

(令和3年度実績)



福井市保健衛生部保険年金課

不死鳥のねがい(福井市市民憲章)



わたくしたちは 不死鳥福井の市民であることに誇りと責任を感じ 郷土の繁栄と幸福をきずくため 力をあわせ 不屈の気概をもって このねがいをつらぬきましょう

実践目標(平成31年4月~令和6年3月)

1 すすんで 親切をつくし 愛情ゆたかなまちを つくりましょう

あいさつで ふれあうよろこび 深める絆

2 すすんで 健康にこころがけ 明朗で活気あるまちを つくりましょう

スポーツで 広がれつながれ 元気の輪

3 すすんで くぶうをこらし 清潔で美しいまちを つくりましょう

ふるさとを 今よりもっと 美しく

安全で住みよい まちを つくりましょう たかめよう 交通マナーと 防災意識 4 すすんで きまりを守り

5 すすんで 教育を重んじ 清新な文化のまちを つくりましょう

ふくいの魅力 学んで知って 広めよう

(昭和39年6月28日制定)

不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会

国 次

福井市	市国保のあゆみ	
福井	‡市国保のあゆみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
保険者		
(1)	事務機構及び事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(2)		8
(3)	国保運営協議会開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
被保険	食者	
	国民健康保険加入状況	
()	(1) 令和 3 年度月別加入状況······	15
	(口) 年度別加入状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(2)	被保険者数、世帯数年度別図表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(3)		.0
(0)	(1) 令和 3 年度月別内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	(1) 年度別内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(4)		17
(+)	(1) 資格取得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	(I) 資格喪失····································	18
	(4) 負怕技术	10
保険約		
(·)	一般被保険者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	退職被保険者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	療養諸費被保険者1人当たり額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	参考:療養諸費被保険者1人当たり額(全国市町村国保合計)・・・・・・・・・	23
(2)		23
(2)	療養給付費内訳年度別状況(診療費) 一般被保険者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	退職被保険者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		27
(0)	参考:療養給付費内訳年度別状況(全国市町村国保合計)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
(3)	高額療養費	0.4
	高額療養費年度別給付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	高額療養費年度別推移図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	高額療養費資金貸付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(4)	任意給付	
	(イ) 令和 3 年度月別給付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	(ロ) 年度別給付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
(5)	標準負担額の減額状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35

保健事業	
(1) 医療費通知事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
(2) 一日人間ドック、脳ドック実施事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
(3) 特定健康診査・特定保健指導事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
保険税	
(1) 福井市国民健康保険税率の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
(2) 令和 3 年度保険税税率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
(3) 令和 3 年度保険税賦課状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
(4) 年度別保険税賦課状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
(5) 年度別保険税収納状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
(6) 年度別保険税調定額調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
(7) 納税組合に係る保険税納税奨励金の交付状況	
1. 納税奨励金の算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
2. 納税奨励金交付時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
3. 年度別交付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
4. 納税組合加入状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
5. 納税組合取扱状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
(8) 令和3年度保険税収入実績調書	
(1) 一般被保険者国民健康保険税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
(ロ) 退職被保険者等国民健康保険税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
(八) 総 額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
保険財政	
(1) 令和 4 年度国民健康保険特別会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
(2) 令和 3 年度国民健康保険特別会計決算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
(3) 国保特別会計年度別決算状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
事業年報	
令和 3 年度国民健康保険事業年報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
関係条例	
(1) 福井市国民健康保険条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67

(3) 福井市国民健康保険基金条例······(4) 福井市国民健康保険条例施行規則······

福井市国保のあゆみ

福井市国保のあゆみ

昭29.4	足羽郡社村編入、同地区国保事業継承
8	丹生郡西安居村編入、同地区国保事業継承
昭30.3	吉田郡中藤村編入、同地区国保事業継承
昭31.4	足羽郡足羽六条地区一部編入、同地区国保事業継承
4	納付回数 4 回、保険税最高限度額 15,000 円
昭32.4	坂井郡大安寺村分村編入、同地区国保事業継承
4	納付回数 10 回に変更、保険税最高限度額 50,000 円に改定
5	吉田郡河合村編入、同地区国保事業継承
7	全市国保事業実施準備のため社会課に国保分室設置
9	本庁職員 250 名動員被保険者資格調査実施
11	旧市部校下毎に国保全市実施趣旨説明会を開催
12	保険課創設
昭33.1	全市国保事業実施
4	国保運営協議会設置
10	診療報酬点数改正(8.5%引上げ、甲・乙2表採用)
10	初診料の給付制限撤廃
昭34.2	丹生郡国見村編入
4	診療報酬審査業務国保連合会に委託
昭35.7	診療報酬支払業務国保連合会に委託
昭36.4	国民健康保険法全面改正
4	歯科補綴、給食、寝具の給付制限撤廃
7	診療報酬点数改正(12.5%引上げ)
10	世帯主の結核、精神病の7割給付
10	吉田郡藤岡村合併
12	診療報酬点数改正(2.3%引上げ)
昭 37.12	助産費、葬祭費1件1,500円に引上げ
昭38.4	結核、精神病の給付期間の3か年の制限撤廃
4	助産費、葬祭費1件2,000円に引上げ
4	丹生郡殿下村合併
4	低所得世帯に対する税軽減措置実施
4	生活保護適用者を国保より即時除外に改正
9	診療報酬地域差撤廃
10	世帯主の7割給付実施
昭39.4	福井市国民健康保険基金設置
昭 40.1	医療費緊急是正(9.5%引上げ)
3	社診療所廃止
4	保険税収納事務を収納課へ移管
11	診療報酬薬価基準改定(4.5%引下げ、技術料3%振替)
昭 42.5	坂井郡川西町合併、不均一課税、不均一給付実施
7	吉田郡森田町合併、不均一給付実施
昭 43.1	世帯員7割給付の実施
4	育児手当金支給実施 (1件1,200円)
昭 45.2	医療費緊急是正 (9.74%引上げ)
4	助産費3,000円に改正
昭 46.4	

保険税最高限度額を80,000円に改定

- 4 助産費 10,000 円に増額
- 7 老人医療費無料化75才に年令引下げ
- 9 足羽郡足羽町合併、不均一課税実施
- 10 老人医療費無料化70才に年齢引下げ
- 昭 47.2 医療費改定 13.7%引上げ、薬価基準 3.9%引下げ
- 昭48.4 納付回数を7回に変更(4月~8月、10月、1月)
 - 7 乳幼児、重度心身障害者医療費無料化
- 昭49.2 医療費改定(医療費19.5%引上げ、薬価基準2.0%引下げ)
 - 4 育児手当金 2,000 円、葬祭費 3,000 円に増額
 - 4 納付回数を4回に変更(4月、7月、10月、1月)
 - 4 保険税最高限度額を120,000円に改定
 - 4 助産費 20,000 円に増額
 - 4 医療費改定(16%引上げ)
 - 4 賦課を電算化
- 昭50.1 高額療養費支給制度実施(自己負担額30,000円)
 - 4 韓国、朝鮮人の国保適用
 - 4 助産費 40,000 円に増額
- 昭 51.4 葬祭費 5,000 円に増額
 - 4 保険税最高限度額を 150,000 円に改定
 - 4 医療費改定(歯科を除く)9%引上げ
 - 8 高額医療費自己負担額39,000円に改定
 - 8 医療費改定(歯科)9.6%引上げ
- 昭 52. 4 殿下診療所廃止
 - 4 保険税最高限度額を 170,000 円に改定
 - 4 助産費60,000円に増額
 - 5 高額療養費融資あっ旋制度実施
- 昭53.2 医療費改定(平均9.6%引上げ)
 - 4 葬祭費 7,000 円に増額
 - 4 育児手当金 5,000 円に増額
 - 4 保険税最高限度額を 190,000 円に改定
- 昭 54.4 保険税納期 4 回を 8 回に改正 (4月~7月仮算定、10月~1月本算定)
 - 4 葬祭費 10,000 円に増額
 - 4 保険税最高限度額を220,000円に改定
- 昭55.4 本算定課税の一本化実施(7月~2月)
 - 4 助産費80,000円に増額
 - 4 葬祭費 15,000 円に増額
 - 6 保険税最高限度額を240,000円に改定
- 昭 56.4 保険証の有効期間 1年間に改正
 - 4 医療費お知らせ運動の実施
 - 4 保険税最高限度額を260,000円に改定
 - 6 医療費改定 8.1%引上げ
 - 6 薬価基準改定 18.6%引下げ
 - 7 保険税納入消込電算化
- 昭 57.3 助産費 100,000 円に増額
 - 4 給付事務 (レセプト)電算化
 - 4 保険税最高限度額を270,000円に改定
 - 5 保険税納付指導員制度創設
 - 9 高額療養費自己負担額45,000円に改定(市民税非課税世帯は据置)
- 昭58.1 高額療養費自己負担額51,000円に改定(市民税非課税世帯は据置)

- 1 薬価基準 4.9%引下げ
- 2 老人保健制度発足
- 3 医療費引上げ2.79%、薬価基準引下げ16.6%
- 4 保険税最高限度額を280,000円に改定
- 4 保険証番号の変更
- 昭 59.4 高額医療費共同事業実施
 - 4 保険税最高限度額を310,000円に改定(税法上は35万円)
 - 10 退職者医療制度発足
 - 10 高額療養費制度の改定
- 昭 60.3 医療費引上げ3.3%、薬価基準引下げ6.0%
 - 4 保険税最高限度額を330,000円に改定
- 昭 61.3 助産費 130,000 円に増額
 - 4 保険税最高限度額を360,000円に改定
 - 4 すべての外国人が被保険者の対象となる
 - 4 医療費引上げ2.3%、薬価基準引下げ1.6%
 - 4 健保改正、5人以上の非適用業種
 - 5 高額療養費自己負担額54,000円に改定(他は変更なし)
- 昭 62. 1 老人保健法改正
 - 一部負担金、加入者按分率の変更 老人保健施設(中間施設)
 - 1 国民健康保険法改正
 - 1 資格証明書発行制度発足
 - 4 保険税最高限度額を380,000円に改定
 - 4 健保改正、5人未満の全業種への適用について
- 昭63.4 医療費引上げ3.4%、薬価基準引下げ10%(差引0.5%引下げ)
 - 6 歯科診療報酬 0.6%引上げ
 - 6 国民健康保険法の一部改正
 - 6 保険基盤安定制度 高医療市町村の安定計画 国庫補助金改正等
- 平元. 4 保険税最高限度額を400,000円に改定
 - 4 医療費引上げ0.11%、薬価基準引下げ2.4%
 - 6 高額療養費自己負担額を57,000円に改定
- 平2.4 葬祭費を20,000円に増額
 - 4 保険税最高限度額を 420,000 円に改定
 - 4 保険証の市長印を印字化
 - 4 医療費引上げ3.7%、薬価基準引下げ9.2%
 - 6 国民健康保険法の一部改正
 - 6 老人保健医療費拠出金の加入者按分率が100%になる
- 平3.4 保険税率の引下げ(所得割を0.5%引下げ7.3%に、資産割を5%引下げ42%に改定)
 - 4 保険税最高限度額を440,000円に改定
 - 5 高額療養費自己負担額を60,000円に改定
 - 5 一日人間ドック診療助成事業実施
 - 7 助産費 160,000 円 育児手当金 10,000 円に増額
- 平4.3 高額療養費融資あっ旋制度を廃止
 - 4 助産費 240,000 円に増額
 - 4 高額療養費貸付事業実施
 - 4 医療費引上げ5.0%、薬価基準引下げ2.4%
 - 4 歯科材料、X線フィルム等の引下げ2.5% (差引2.5%引上げ)
 - 4 保険税納付指導員1人増員
 - 10 短期保険証(6か月)交付実施
- 平5.4 葬祭費30,000円に増額

- 4 保険税最高限度額を460,000円に改定
- 5 高額療養費自己負担額を63,000円に改定
- 平6.4 医療費引上げ4.8%、薬価基準引下げ6.6%
 - 4 保険税率の引下げ(資産割を5%引下げ37%に改定)
 - 4 保険税最高限度額を480,000円に改定
 - 10 助産費・育児手当金を統合し、出産育児一時金に名称変更し、300,000 円に増額
 - 10 入院時食事療養費の創設
- 平7.4 老人保健医療費拠出金 老人加入率の上限20%から22%へ引上げ
 - 4 超高額医療費共同事業の創設
- 平8.4 医療費引上げ3.4%、薬価基準引下げ2.6%
 - 4 老人保健医療費拠出金 老人加入率の上限 22%から 24%へ引上げ
 - 4 保険税最高限度額を520,000円に改定
 - 5 高額療養費自己負担額を63,600円に改定
 - 10 入院時食事療養費の改定
- 平9.4 医療費引上げ1.7%、薬価基準引下げ1.32%
 - 4 保険税率の引上げ(均等割 15,000 円/人を 20,000 円/人に、平等割 17,400 円/世帯を 24,000 円/世帯に改定)
 - 4 老人保健医療費拠出金 老人加入率の上限 24%から 25%へ引上げ
 - 9 薬剤費負担の導入
- 平10.4 医療費引上げ1.5%、薬価基準引下げ2.8%
 - 4 保険税最高限度額を530,000円に改定
 - 7 老人保健医療費拠出金 老人加入率の上限 25%から 30%へ引上げ
- 平 12. 4 医療費引上げ 1.9%、薬価基準引下げ 1.7%
 - 4 介護保険制度の開始に伴う保険税率の改定 介護保険(所得割0.9%、資産割4.2%、均等割3,600円/人、平等割4,200円/世帯、 最高限度額70,000円)
- 平 13. 1 老人保健法改正 (一部負担金の変更、高額療養費支給制度実施(自己負担額 37,200 円))
 - 1 高額療養費自己負担限度額效正
- 平14.4 老人保健法改正(一部負担金の変更)
 - 10 国民健康保険法・健康保険法一部改正 (一部負担金の変更、高額療養費自己負担限度額変更、高額医療費自己負担限度額変更、国民健康保険税課税所得控除の変更)
- 平 15.4 国民健康保険法一部改正(退職被保険者等の一部負担金の改正・外来薬剤一部負担金の廃止・高額療養費の一部改正・保険税所得割算定方法の一部改正) 介護保険税最高限度額を 80,000 円に改定
- 平 18. 2 足羽郡美山町、丹生郡越廼村、丹生郡清水町合併、不均一課税、不均一給付実施
 - 4 医療費引下げ1.36%、薬価基準引下げ1.8%
 - 4 介護保険税最高限度額を90,000円に改定
 - 10 70 才以上の一定以上所得者の負担割合を2割から3割に改正 高額療養費自己負担限度額改定、出産育児一時金を350,000円に増額 保険財政共同安定化事業の創設
 - 12 脳ドック助成事業実施
- 平 19.4 医療保険税最高限度額を 560,000 円に改定、70 歳未満の入院時高額療養費の現物給付化、
 - 4 出産育児一時金の受取代理制度を開始
- 平 20. 2 国民健康保険特定健康診査等実施計画策定
 - 4 老人保健制度に代わり後期高齢者 (75 歳以上)を対象とした長寿 (後期高齢者)医療制度 が施行される
 - 前期高齢者(65歳から74歳)の医療費に係る財政調整制度の創設

退職者医療制度が原則廃止される(経過措置として平成26年度までの間、65歳未満の退職被保険者を対象として当制度を存続させる)

長寿(後期高齢者)医療制度の開始に伴う保険税率等の改定

医療保険分(所得割 4.1%、資産割 11.2%、均等割 21,000 円/人、平等割 17,400 円/世帯、最高限度額 470,000 円)後期高齢者支援金等分(所得割 1.4%、資産割 3.9%、均等割 6,600 円/人、平等割 5,400 円/世帯、最高限度額 120,000 円)介護保険分(所得割 2.1%、資産割 7.9%、均等割 9,900 円/人、平等割 6,000 円/世帯、最高限度額 90,000円)

低所得世帯に対する税軽減措置の変更 (6 割・4 割軽減を7 割・5 割軽減に拡大し、2 割軽減を新設)

長寿(後期高齢者)医療制度へ移行する者を含む世帯の国保被保険者に対する税軽減措置の実施(国保単身世帯について平等割半額(5年間)低所得者に対する税軽減の所得判定基準の見直し(5年間)国保被保険者となる旧被用者保険被扶養者に対する税減免(応能割は賦課しない、応益割半額(2年間))

乳幼児の負担割合(2割)の拡大(3歳未満 義務教育就学前)

葬祭費1件30,000円から50,000円に引上げ

高額医療・高額介護合算制度の施行

特定健康診査、特定保健指導の実施

診療報酬引上げ0.38%、薬価基準引下げ1.2%

- 10 国民健康保険税の特別徴収を開始
- 平 21. 1 産科医療補償制度の実施(制度に加入する医療機関での出産について、3万円を限度に出産 育児一時金を加算支給する。)に伴い、1件あたり3万円追加支給し38万円に増額
 - 4 介護保険税最高限度額を100,000円に改定

特別徴収と口座振替の選択制開始

75 歳到達月の自己負担限度額を2分の1に適用

75 歳到達者の特定健康診査・特定保健指導適用

- 7 21 年経済危機対策に伴い、離職者に対する保険税減免を実施 (21 年分のみ)
- 10 国の緊急少子化対策に伴い、出産育児一時金を1件あたり4万円追加支給し42万円に増額 (23年3月まで)

出産育児一時金の直接支払制度開始

平22.4 保険税率等の改定

医療保険分(所得割 5.6%、資産割 11.2%、均等割 26,000 円/人、平等割 17,400 円/世帯、最高限度額 500,000 円)後期高齢者支援金等分(所得割 1.7%、資産割 3.9%、均等割 7,600 円/人、平等割 5,400 円/世帯、最高限度額 130,000 円)介護保険分(所得割 2.1%、資産割 7.9%、均等割 9,900 円/人、平等割 6,000 円/世帯、最高限度額 100,000 円)

非自発的失業者に対する課税所得7割軽減実施

診療報酬引上げ1.55%、薬価基準引下げ1.36%

- 7 低所得者に対する保険税の減免制度開始
- 平23.4 出産育児一時金増額(38万円から42万円へ)を恒久化

国民健康保険税最高限度額を改定

医療保険分 510,000 円 後期高齢者支援金等分140,000 円 介護保険分 120,000 円

平24.4 保険税率等の改定

医療保険分(所得割6.9%、資産割7.9%、均等割29,600円/人、平等割17,400円/世帯、最高限度額510,000円)後期高齢者支援金等分(所得割2.1%、資産割2.6%、均等割8,200円/人、平等割5,400円/世帯、最高限度額140,000円)介護保険分(所得割2.2%、資産割3.1%、均等割9,900円/人、平等割6,000円/世帯、最高限度額120,000円)

診療報酬引上げ1.38%、薬価基準引下げ1.38%

平 26.4 保険税率等の改定

医療保険分(所得割7.1%、資産割4.9%、均等割29,600 円/人、平等割17,400 円/世帯、最高限度額510,000 円) 後期高齢者支援金等分(所得割3.6%、資産割2.6%、均等割8,200 円/人、平等割5,400 円/世帯、最高限度額160,000 円) 介護保険分(所得割2.2%、資産割3.1%、均等割9,900 円/人、平等割6,000 円/世帯、最高限度額140,000円)

保険税軽減基準の拡大

診療報酬引上げ0.73%、薬価基準引下げ0.63%

平 27.4 国民健康保険税最高限度額を改定

医療保険分 520,000 円 後期高齢者支援金等分 170,000 円 介護保険分 160,000 円 保険税軽減基準の拡大

平28.2 国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画)策定

4 保険税率等の改定

医療保険分(所得割7.6%、資産割4.9%、均等割29,900円/人、平等割17,400円/世帯、最高限度額540,000円)後期高齢者支援金等分(所得割3.6%、資産割2.6%、均等割8,200円/人、平等割5,400円/世帯、最高限度額190,000円)介護保険分(所得割2.2%、資産割3.1%、均等割9,900円/人、平等割6,000円/世帯、最高限度額160,000円)

保険税軽減基準の拡大

平 29.4 診療報酬引上げ 0.49%、薬価基準引下げ 1.33%

国民健康保険の都道府県単位化開始

保険税軽減基準の拡大

平成30.4 保険税率等の改定

医療保険分(所得割7.89%、資産割2.9%、均等割29,900 円/人、平等割17,400 円/世帯、最高限度額580,000 円)後期高齢者支援金等分(所得割2.4%、均等割8,200 円/人、平等割5,400 円/世帯、最高限度額190,000 円)介護保険分(所得割2.95%、均等割9,900 円/人、平等割6,000 円/世帯、最高限度額160,000 円)

保険税軽減基準の拡大

診療報酬引上げ0.55%、薬価基準引下げ1.74%

平成31.4 保険税率等の改定

医療保険分(所得割8.00%、資産割1.45%、均等割29,600円/人、平等割17,400円/世帯、最高限度額610,000円)後期高齢者支援金等分(所得割2.59%、均等割8,600円/人、平等割5,400円/世帯、最高限度額190,000円)介護保険分(所得割3.00%、均等割9,900円/人、平等割6,000円/世帯、最高限度額160,000円)

保険税軽減基準の拡大

令和元.10 診療報酬引上げ0.41%、薬価基準引下げ0.48%

令和2.4 保険税率等の改定

医療保険分(所得割8.10%、均等割29,600円/人、平等割17,400円/世帯、最高限度額630,000円)後期高齢者支援金等分(所得割2.91%、均等割8,900円/人、平等割5,600円/世帯、最高限度額190,000円)介護保険分(所得割2.55%、均等割9,100円/人、平等割5,600円/世帯、最高限度額170,000円)

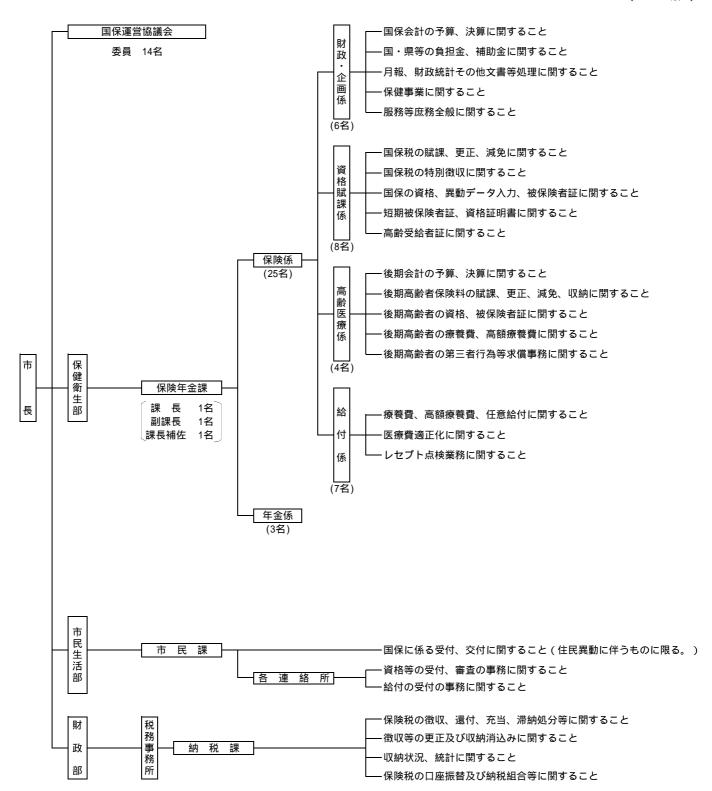
診療報酬引上げ0.55%、薬価基準引下げ1.01%

令和3.4 保険税軽減基準額の見直し

保 険 者

(1)事務機構及び事務分掌

(R4.4.1現在)



(2)福井市国民健康保険運営協議会委員名列(順不同)

(令和3年4月現在)

選出区分	所 属	氏	名
	福井市自治会連合会	辻	元
公益代表	 福井市社会福祉協議会 	高 畑	和子
	 福井市老人クラブ連合会 	井 上	美 智 子
	福井市連合婦人会	田村	洋 子
	(社)福井市医師会	田中	章 善
国民健康保険医	ıı .	吉田	浩 士
及同薬剤師代表	(社)福井市歯科医師会	堀 江	謙 —
	(社)福井市薬剤師会	上 原	敏
	川西地区	上 山	幸美
被保険者代表	あたご地区	千 田	マリ
IX IN IX II IV IX	あずま地区	柿中	絹 江
	み な み 地 区	ц 田	陽子
被用者保険代表	 セーレン健康保険組合	竹 内	きよみ
	全 国 健 康 保 険 協 会 福 井 支 部	五十川	光信

(3)国保運営協議会開催状況

年度	開催期日	協議事項							
11	11. 9. 2	1. 国保運営協議会の会長・副会長の互選について							
		2. 国民健康保険の概要について							
		3. 平成10年度国保特別会計の決算について							
		先進地視察(1泊2日)松阪市、伊勢市							
	12. 2.10	1. 国民健康保険の概要について							
		2. 平成12年度国保特別会計の予算(案)について							
		3. 介護保険制度の施行に伴う条例等の一部改正について							
12	12. 9.14	1. 国保運営協議会の会長・副会長の互選について							
		国民健康保険の概要について							
		3. 平成 11 年度国保特別会計の決算について							
		先進地視察三重県四日市市							
	13. 2.15	1. 国民健康保険の概要について							
		2. 平成13年度国保特別会計の予算(案)について							
		3. 先進都市視察報告							
13	13. 9. 6	1. 国保運営協議会の会長・副会長の互選について							
		2. 国民健康保険の概要について							
	10 11 10	3. 平成12年度国保特別会計の決算について							
		先進地視察(1泊2日)奈良市、宇治市							
	14. 3. /	1. 国民健康保険の概要について							
		2. 平成14年度国保特別会計の予算(案)について							
11	14. 9.26	3. 先進都市視察報告							
14	14. 9.20								
	15. 2.13	平成 13 年度国保特別会計の決算について 国民健康保険の概要について							
	13. 2.13	平成15年度国保特別会計の予算(案)について							
15	15. 8.29	1. 国保運営協議会の会長・副会長の互選について							
	10. 0.23	2. 国民健康保険の概要について							
		3. 平成14年度国保特別会計の決算について							
	16. 2 16	1. 国民健康保険の概要について							
		2. 平成16年度国民健康保険特別会計の予算(案)について							
16	16. 8.19	1. 国保運営協議会の会長の選出について							
		2. 国民健康保険の概要について							
		3. 平成 15 年度国保特別会計の決算について							
	17. 2.23	1. 国民健康保険の概要について							
		2. 平成 17 年度国民健康保険特別会計の予算 (案)について							
		3. 市町村合併について							
17	17. 8.14	1. 国保運営協議会の会長・副会長の選出について							
		2. 国民健康保険の概要について							
		3. 平成 16 年度国保特別会計の決算について							
		4. 市町村合併に伴う国民健康保険の諸問題について							

17	18. 1.24	1	平成 17 年度国民健康保険特別会計補正予算 (案)について						
''	10. 1.21	2.							
			平成18年度国民健康保険診療所特別会計予算(案)について						
			福井市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部改正(案)について						
18	18. 8.24		国保運営協議会の会長の選出について						
10	10. 0.24		平成 17 年度国民健康保険特別会計の決算について						
		3.							
		4.							
			福井市国民健康保険条例の一部改正について						
			福井市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について						
	19. 2. 8	1.							
	10. 2. 0		平成18年度国民健康保険特別会計3月補正予算(案)について						
		3.	平成 10 千度国民健康保険診療所特別会計 3 月補正予算 (案) について 平成 18 年度国民健康保険診療所特別会計 3 月補正予算 (案) について						
		4.							
			平成19年度国民健康保険診療所特別会計予算(案)について						
19	19. 8.23	1.	` '						
	101 0120		平成 18 年度国民健康保険特別会計の決算について						
		3.							
		-	市税賦課徴収条例の一部改正について						
		5.							
		-	70歳以上「現役並み所得者」の判定に係る経過措置について						
	20. 2. 7		国民健康保険条例の一部改正(案)について						
			国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の廃止(案)について						
			診療所の設置及び管理に関する条例等の一部改正(案)について						
		4.							
		5.	国民健康保険税改定(案)について						
		6.	平成 19 年度国民健康保険特別会計の補正予算 (案)について						
		7.							
		8.							
20	20.8.21	1.	国民健康保険運営協議会会長の選出について						
		2.	平成 19 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について						
		3.	平成 19 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について						
		4.	平成 20 年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算 (案) について						
		5.	福井市市税賦課徴収条例の一部改正について						
		6.	福井市国民健康保険特定健康診査・保健指導中間報告について						
		7.	福井市国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書の交付要綱について						
	21.2.15	1.	平成 20 年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算 (案)について						
		2.	平成 21 年度福井市国民健康保険特別会計の予算 (案) について						
		3.	平成 21 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の予算 (案)について						
		4.	福井市国民健康保険条例の一部改正について						
		5.	福井市国民健康保険特定健康診査・保健指導について						
		6.	福井市国民健康保険資格証明書交付審査会の結果について						
		7.	国保制度の改正について						
		8.	福井市市税賦課徴収条例の一部改正について						

2.4	24 2 22		
21	21.8.20		国民健康保険運営協議会会長・副会長の選出について
		2.	TWO TO THE HEAD CONTRACT OF THE PARTY OF THE
			平成20年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について
		4.	
		5.	
			福井市国民健康保険特定健康診査・保健指導の中間報告について
			高額医療・高額介護合算療養費制度について
			ジェネリック医薬品の利用促進について
		1	国民健康保険被保険者証のカード化について
	22.1.28	1.	福井市市税賦課徴収条例の一部改正(案)について
		2.	平成 21 年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算 (案)について
		3.	平成22年度福井市国民健康保険特別会計の予算(案)について
		4.	平成22年度福井市国民健康保険診療所特別会計の予算(案)について
		5.	福井市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導について
		6.	平成 22 年度税制改正に伴う市税賦課徴収条例の一部改正について
22	22.8.26	1.	平成 21 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について
		2.	平成 21 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について
		3.	福井市市税賦課徴収条例施行規則の一部改正について
		4.	特定健診・特定保健指導の実施状況について
	23.2.17	1.	平成 22 年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算 (案)について
		2.	平成23年度福井市国民健康保険特別会計予算(案)について
		3.	平成 23 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の予算 (案)について
		4.	福井市国民健康保険条例の一部改正(案)について
		5.	福井市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導について
23	23.8.18	1.	国民健康保険運営協議会会長・副会長の選出について
		2.	平成 22 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について
		3.	平成22年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について
		4.	福井市市税賦課徴収条例の一部改正について
		5.	福井市国民健康保険条例の一部改正について
		6.	福井市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導の実施状況について
		7.	国民健康保険被保険者証裏面の様式変更について
	24.2.16	1.	平成 23 年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算 (案)について
		2.	平成 24 年度福井市国民健康保険特別会計の予算 (案)について
		3.	平成 24 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の予算 (案)について
		4.	福井市市税賦課徴収条例の一部改正(案)について
		5.	外来診療における高額療養費の現物給付化について
		6.	後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額通知書について
		7.	特定健康診査・特定保健指導について
		8.	外部点検結果について(人間ドック助成事業)
24	24.8.30	1.	平成23年度福井市国民健康保険特別会計の決算について
		2.	平成23年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について
		3.	平成 24 年度国保税の当初賦課状況について
		4.	住民基本台帳法の改正に伴う外国人住民の適用について
		5.	特定健康診査・特定保健指導の実施状況及び一日人間ドックの助成状況について

	1								
24	25.2.21	1.	平成24年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算(案)について						
		2.	平成25年度福井市国民健康保険特別会計の予算(案)について						
		3.	平成25年度福井市国民健康保険診療所特別会計の予算(案)について						
		4.	第2期福井市国民健康保険特定健康診査等実施計画(案)について						
		5.	国保財政の健全化方針について						
		6.	特定健康診査・保健指導の実施状況及び人間ドック等の助成状況について						
25	25.8.22	1.	国民健康保険運営協議会会長・副会長の選出について						
		2.	平成24年度福井市国民健康保険特別会計の決算について						
		3.	平成24年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について						
		4.	福井市市税賦課徴収条例の一部改正について						
		5.	平成 25 年度国保税の当初賦課状況について						
		6.	特定健康診査・特定保健指導の実施状況及び一日人間ドックの助成状況について						
	26.2.20	1.	平成 25 年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算 (案)について						
		2.	平成 26 年度福井市国民健康保険特別会計の予算 (案)について						
		3.	平成 26 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の予算 (案)について						
		4.	市税賦課徴収条例の一部改正について						
		5.	特定健康診査・保健指導の実施状況及び人間ドック等の助成状況について						
26	26.8.21	1.	平成25年度福井市国民健康保険特別会計の決算について						
		2.	平成25年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について						
		3.	福井市市税賦課徴収条例の一部改正について						
			平成 26 年度国保税の当初賦課状況について						
		5.	特定健康診査・特定保健指導の実施状況及び一日人間ドックの助成状況について						
	27.3.26	1.	平成26年度福井市国民健康保険特別会計3月補正予算について						
		2.	170-172						
		3.	1 Maria Para Para Para Para Para Para Para						
		4.							
		5.	特定健康診査・特定保健指導の実施状況及び一日人間ドック等の助成状況について						
27	27.8.20		国民健康保険運営協議会会長・副会長の選出について 双式 26 年度2世末国民健康保険性別会社の決策について						
			平成26年度福井市国民健康保険特別会計の決算について						
			平成26年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について						
		4.	福井市市税賦課徴収条例の一部改正について						
		5.							
		6.							
	28.2.18	1.	平成27年度福井市国民健康保険特別会計3月補正予算について						
		2.	平成 28 年度福井市国民健康保険特別会計予算について						
		3.	平成28年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について						
		4.	福井市市税賦課徴収条例の一部改正について						
		5.	特定健康診査・特定保健指導の実施状況等について						
		6.							
28	28.8.18	1.							
		2.	平成 27 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について						
		3.	平成 27 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について						
		4.	福井市市税賦課徴収条例の一部改正について						
		5.	平成 28 年度国民健康保険税当初賦課の状況について						
		6.	保健事業の主な取組について						
		7.	国民健康保険の都道府県単位化について						

28	29.2.16	平成 28 年度福井市国民健康保険特別会計 3 月補正予算について
		平成 29 年度福井市国民健康保険特別会計予算について
		平成 29 年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について
		保健事業の主な取組について
		国民健康保険の都道府県単位化について
29	29.8.17	平成28年度福井市国民健康保険特別会計の決算について
29	29.0.17	
		平成28年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について
		福井市市税賦課徴収条例の一部改正について
		保健事業等の主な取組について
		国民健康保険の都道府県単位化について
	29.10.19	平成30年度以降の国保の方向性について
	29.12.21	平成30年度以降の国民健康保険税の改定方針及び30年度税率について
		国民健康保険事業の赤字解消計画について
	30.2.15	国保の都道府県単位化に関するこれまでの協議内容について
		福井市国民健康保険税の改定方針及び30年度税率(案)について
		福井市国民健康保険赤字解消計画(案)について
		福井市市税賦課徴収条例の一部改正について
		福井市国民健康保険基金条例の一部改正について
		平成29年度福井市国民健康保険特別会計3月補正予算について
		平成30年度福井市国民健康保険特別会計予算について
		平成30年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について
		保健事業等の主な取組について
		. データヘルス計画等について
30	30.11.2	平成 29 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について
		平成30年度国民健康保険税当初賦課の状況について
		福井市国民健康保険赤字解消計画の進捗状況について
		平成 29 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について
		福井市市税賦課徴収条例の一部改正について
		保健事業等の主な取組について
		平成31年度国民健康保険税率の設定について
	30.12.27	平成31年度国民健康保険税率について
	31.1.30	平成31年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について
	31.1.30	平成31年度国民健康保険税率(案)について
		福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 「おおおおおおおままでは、1000000000000000000000000000000000000
		福井市市税賦課徴収条例施行規則の一部改正について
		福井市国民健康保険一部負担金減免取扱要綱の一部改正について
		平成30年度福井市国民健康保険特別会計3月補正予算について
		平成31年度福井市国民健康保険特別会計予算について
		平成31年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について
		保健事業等の主な取組について
R元	1.10.30	平成30年度福井市国民健康保険特別会計の決算について
		平成31年度国民健康保険税当初賦課の状況について
		福井市国民健康保険赤字解消計画の進捗状況について
		平成30年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について
		福井市市税賦課徴収条例の一部改正について
		国保財政健全化に向けた主な取組みについて
		令和2年度国民健康保険税率の設定について
		イTH 4 十次凹穴医尿内状況中Vが及たに フロし

R元	2.1.30	1.	令和2年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について
		2.	令和2年度国民健康保険税率(案)について
		3.	福井市市税賦課徴収条例の一部改正について
		4.	令和元年度福井市国民健康保険特別会計3月補正予算について
		5.	令和2年度福井市国民健康保険特別会計予算について
		6.	令和2年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について
		7.	保健事業等の主な取組みについて
R2	2.10.16	1.	福井市国民健康保険運営協議会会長の選任について
	(書面開催)	2.	令和元年度福井市国民健康保険特別会計の決算について
		3.	令和元年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について
			令和2年度国民健康保険税当初賦課の状況について
			福井市市税賦課徴収条例の一部改正について
			福井市国民健康保険条例の一部改正について
			国保財政健全化に向けた主な取組みについて
	3.2.4		令和3年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について
		2.	令和3年度国民健康保険税の税率(案)について
		3.	
			令和2年度福井市国民健康保険特別会計3月補正予算について
			令和3年度福井市国民健康保険特別会計予算について
		6.	
_		7.	
R3	3.11.12		
	(書面開催)	2.	
			福井市市税賦課徴収条例の一部改正について
		4.	IMAL CIPE OF CHARLES AND CONTRACT OF A CONTR
	4.1.26~	1.	
	4.2.3	2.	
	(書面開催)	3.	THE THE PROPERTY OF THE PROPER
		4.	
		5.	
		6.	TO OKAN PROPERTY OF THE PROPER
		7.	保健事業等の主な取り組みについて

被保険者

(1)国民健康保険加入状況

(イ)令和3年度月別加入状況

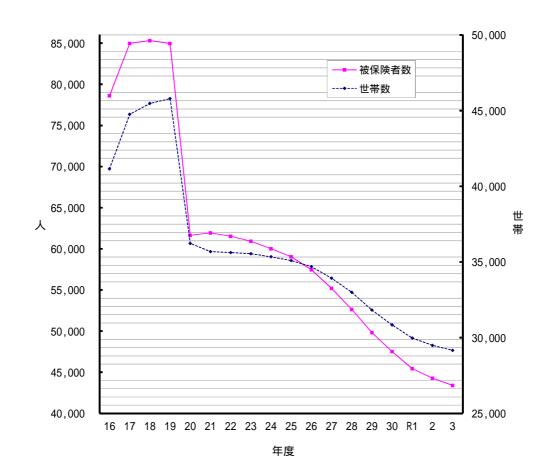
(1) 受相 3 年度月別加入休沈									
区分	住民登録		被保	険者	加入割部	à (%)			
月	世帯数	人口	世帯数	被保険者数	世帯	被保険者			
令和3年3月	105,347	260,322	29,163	43,519	27.68	16.72			
4月	105,643	260,526	29,587	44,200	28.01	16.97			
5月	105,746	260,495	29,487	44,048	27.88	16.91			
6月	105,756	260,347	29,465	43,959	27.86	16.88			
7月	105,765	260,254	29,321	43,735	27.72	16.80			
8月	105,819	260,195	29,196	43,480	27.59	16.71			
9月	105,834	260,082	29,142	43,361	27.54	16.67			
10月	105,855	259,979	29,095	43,238	27.49	16.63			
11月	105,839	259,795	29,025	43,125	27.42	16.60			
12月	105,796	259,644	28,945	42,980	27.36	16.55			
令和4年1月	105,728	259,426	28,862	42,805	27.30	16.50			
2月	105,694	259,129	28,720	42,559	27.17	16.42			
平均	105,735	260,016	29,167	43,417	27.59	16.70			

(口)年度別加入状況

区分	住民登録	(平均)	被保険者	(平均)	加入割合(%)		
年度	世帯数	人口	世帯数	被保険者数	世帯	被保険者	
16年度	86,712	253,964	41,154	78,607	47.46	30.95	
17年度	92,439	271,491	44,756	84,979	48.42	31.30	
18年度	93,487	271,375	45,480	85,304	48.65	31.43	
19年度	94,186	270,979	45,790	84,958	48.62	31.35	
20年度	94,982	270,626	36,224	61,653	38.15	23.49	
21年度	95,602	269,939	35,688	61,953	37.33	22.95	
22年度	96,210	269,350	35,629	61,542	37.03	22.85	
23年度	96,973	268,971	35,556	60,942	36.67	22.66	
24年度	97,665	268,523	35,346	60,021	36.19	22.35	
25年度	98,461	267,890	35,101	59,043	35.65	22.04	
26年度	99,319	267,251	34,694	57,476	34.93	21.51	
27年度	100,130	266,607	33,937	55,210	33.89	20.71	
28年度	101,141	265,883	33,003	52,651	32.63	19.80	
29年度	102,230	265,225	31,832	49,831	31.14	18.79	
30年度	103,140	264,216	30,848	47,525	29.91	17.99	
令和元年度	104,193	263,236	29,978	45,457	28.77	17.27	
2年度	105,098	261,871	29,497	44,280	28.07	16.91	
3年度	105,735	260,016	29,167	43,417	27.59	16.70	

(2)被保険者数、世帯数年度別図表

	被保険者 (平均)					
年度	世帯数	被保険者数				
16	41,154	78,607				
17	44,756	84,979				
18	45,480	85,304				
19	45,790	84,958				
20	36,224	61,653				
21	35,688	61,953				
22	35,629	61,542				
23	35,556	60,942				
24	35,346	60,021				
25	35,101	59,043				
26	34,694	57,476				
27	33,937	55,210				
28	33,003	52,651				
29	31,832	49,831				
30	30,848	47,525				
R1	29,978	45,457				
2	29,497	44,280				
3	29,167	43,417				



(3)国民健康保険被保険者内訳

(イ)令和3年度月別内訳

⊠ :	一般被	一般被保険者		退職被保険者	
月	人数	割合(%)	人数	割合(%)	計
令和3年3	43,519	100.00	0	0.00	43,519
4)	44,200	100.00	0	0.00	44,200
5)	44,048	100.00	0	0.00	44,048
6)	43,959	100.00	0	0.00	43,959
7)	43,735	100.00	0	0.00	43,735
8)	43,480	100.00	0	0.00	43,480
9)	43,361	100.00	0	0.00	43,361
10)	43,238	100.00	0	0.00	43,238
11)	43,125	100.00	0	0.00	43,125
12)	42,980	100.00	0	0.00	42,980
令和4年1	42,805	100.00	0	0.00	42,805
2)	42,559	100.00	0	0.00	42,559
平均	43,417	100.00	0	0.00	43,417

(口)年度別内	訳			(年度平均)
区分 年度	一般被保険者	退職被保険者	老人保健対象被保険者	計
1 6	42,211	13,094	23,302	78,607
1 7	44,728	15,741	24,510	84,979
1 8	44,469	17,161	23,674	85,304
1 9	43,704	18,287	22,967	84,958
2 0	56,569	5,084		61,653
2 1	57,553	4,400		61,953
2 2	56,816	4,726		61,542
2 3	55,725	5,217		60,942
2 4	54,934	5,087		60,021
2 5	54,500	4,543		59,043
2 6	53,762	3,714		57,476
2 7	52,407	2,803		55,210
2 8	50,865	1,786		52,651
2 9	48,886	945		49,831
3 0	47,115	411		47,525
R 1	45,360	97		45,457
2	44,279	1		44,280
3	43,417	0		43,417

(4)被保険者事由別異動状況

(イ)資格取得

事由月	転入	社会保険離脱	生活保護廃止	出生	後期高齢者 離脱	その他	計
令和3年4月	138	1,197	16	5	2	108	1,466
5月	62	449	5	9	0	44	569
6月	71	422	10	9	1	49	562
7月	71	481	17	11	0	25	605
8月	70	393	14	10	0	40	527
9月	62	419	9	12	0	31	533
10月	81	480	12	8	1	43	625
11月	83	442	10	9	1	51	596
12月	54	409	7	9	0	32	511
令和4年1月	55	467	12	5	1	61	601
2月	65	380	8	3	1	39	496
3月	165	451	5	10	0	38	669
計	977	5,990	125	100	7	561	7,760

(口)資格喪失

(百) 兵仙及八								
事由月	転出	社会保険加入	生活保護開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	計	
令和3年4月	149	407	23	27	123	56	785	
5月	53	444	29	18	136	41	721	
6月	68	402	15	22	106	38	651	
7月	75	560	13	22	129	30	829	
8月	65	479	20	25	145	48	782	
9月	64	355	11	20	162	40	652	
10月	79	373	32	29	194	41	748	
11月	88	351	21	22	197	30	709	
12月	82	337	14	24	153	46	656	
令和4年1月	66	296	15	34	336	29	776	
2月	65	334	10	26	276	31	742	
3月	174	420	19	27	321	36	997	
計	1,028	4,758	222	296	2,278	466	9,048	

保 険 給 付

(1)医療費費目別年度別給付状況

一般被保険者療養給付費

年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
29	676,090	18,910,155,625	13,809,662,513	4,713,435,256	387,057,856
30	674,386	18,512,860,318	13,541,007,077	4,599,010,346	372,842,895
R 1	669,422	18,232,473,056	13,374,952,097	4,522,875,797	334,645,162
2	623,783	16,942,257,945	12,454,799,153	4,167,070,229	320,388,563
3	656,324	18,080,886,251	13,321,238,833	4,403,288,992	356,358,426

一般被保険者療養給付費(前期高齢者):(再掲)

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
29	423,638	11,982,676,892	8,952,770,024	2,850,904,533	179,002,335
30	418,056	11,623,972,415	8,721,729,354	2,797,335,815	104,907,246
R 1	414,694	11,456,939,268	8,635,389,174	2,765,671,105	55,878,989
2	392,396	10,666,525,796	8,066,411,680	2,538,892,918	61,221,198
3	415,086	11,261,866,918	8,552,412,896	2,639,957,989	69,496,033

一般被保険者療養給付費(70歳以上一般):(再掲)

7300 IOC P1117	1 m 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		317 /		
区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
29	210,253	6,026,548,690	4,795,440,895	1,096,688,415	134,419,380
30	221,259	6,357,239,852	5,051,442,461	1,242,087,851	63,709,540
R1	233,169	6,665,549,362	5,297,062,710	1,344,706,452	23,780,200
2	234,057	6,417,267,938	5,105,112,014	1,285,551,906	26,604,018
3	260,142	7,164,423,067	5,699,457,438	1,437,279,234	27,686,395

一般被保険者療養給付費(70歳以上現役並み所得者):(再掲)

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
29	12,453	313,168,182	218,535,534	93,749,593	883,055
30	13,619	324,289,770	226,111,772	97,417,398	760,600
R 1	15,227	357,773,387	249,959,110	107,109,998	704,279
2	15,010	323,465,274	225,454,977	97,260,218	750,079
3	16,890	410,644,722	285,753,800	122,896,551	1,994,371

一般被保険者療養給付費(未就学児):(再掲)

1004 1004 11111	**	(1000)			
年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
29	13,744	192,741,578	153,711,436	35,119,548	3,910,594
30	13,836	171,175,561	136,431,002	5,752,751	28,991,808
R 1	12,532	175,556,247	139,070,963	5,218,699	31,266,585
2	9,036	126,745,980	100,915,528	4,516,120	21,314,332
3	10,863	140,504,576	111,874,596	667,012	27,962,968

一般被保険者療養費

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
29	20,082	163,701,365	119,871,631	41,555,847	2,273,887
30	18,516	148,412,112	108,806,689	38,638,782	966,641
R1	18,204	153,061,506	114,315,225	38,708,007	38,274
2	15,909	130,004,830	95,886,031	34,118,799	0
3	16,814	146,801,119	110,258,410	36,542,709	0

一般被保険者療養費(前期高齢者):(再揭)

年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
29	12,089	102,920,902	77,147,042	23,499,973	2,273,887
30	10,975	91,838,128	69,310,431	21,561,056	966,641
R 1	10,869	90,569,472	68,295,036	22,236,162	38,274
2	9,332	79,197,598	60,246,401	18,951,197	0
3	10,001	83,950,950	64,065,330	19,885,620	0

一般被保険者療養費(70歳以上一般):(再掲)

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
29	5,845	50,560,442	40,498,332	7,788,223	2,273,887
30	5,894	50,649,711	40,479,138	9,203,932	966,641
R 1	6,281	51,732,846	41,728,040	9,966,532	38,274
2	5,664	47,968,618	38,384,032	9,584,586	0
3	6,048	51,822,195	41,456,093	10,366,102	0

一般被保険者療養費(70歳以上現役並み所得者):(再掲)

年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
29	373	3,086,579	2,160,574	926,005	0
30	342	2,889,401	2,022,541	866,860	0
R 1	433	3,838,604	2,686,057	1,152,547	0
2	402	3,241,033	2,268,663	972,370	0
3	464	3,616,843	2,531,746	1,085,097	0

一般被保険者療養費(未就学児):(再掲)

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
29	24	592,554	474,040	118,514	0
30	38	664,080	528,784	135,296	0
R 1	49	840,846	670,438	170,408	0
2	47	843,356	666,733	176,623	0
3	28	637,943	510,352	127,591	0

一般被保険者療養諸費

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
29	696,172	19,073,856,990	13,929,534,144	4,754,991,103	389,331,743
30	692,902	18,661,272,430	13,649,813,766	4,637,649,128	373,809,536
R1	687,626	18,385,534,562	13,489,267,322	4,561,583,804	334,683,436
2	639,692	17,072,262,775	12,550,685,184	4,201,189,028	320,388,563
3	673,138	18,227,687,370	13,431,497,243	4,439,831,701	356,358,426

一般被保険者療養諸費(前期高齢者):(再掲)

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
29	435,727	12,085,597,794	9,029,917,066	2,874,404,506	181,276,222
30	429,031	11,715,810,543	8,791,039,785	2,818,896,871	105,873,887
R 1	425,563	11,547,508,740	8,703,684,210	2,787,907,267	55,917,263
2	401,728	10,745,723,394	8,126,658,081	2,557,844,115	61,221,198
3	425,087	11,345,817,868	8,616,478,226	2,659,843,609	69,496,033

一般被保険者療養諸費(70歳以上一般):(再掲)

年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
29	216,098	6,077,109,132	4,835,939,227	1,104,476,638	136,693,267
30	227,153	6,407,889,563	5,091,921,599	1,251,291,783	64,676,181
R 1	239,450	6,717,282,208	5,338,790,750	1,354,672,984	23,818,474
2	239,721	6,465,236,556	5,143,496,046	1,295,136,492	26,604,018
3	266,190	7,216,245,262	5,740,913,531	1,447,645,336	27,686,395

一般被保険者療養諸費(70歳以上現役並み所得者):(再掲)

年度 区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分	
29	12,826	316,254,761	220,696,108	94,675,598	883,055	
30	13,961	327,179,171	228,134,313	98,284,258	760,600	
R1	15,660	361,611,991	252,645,167	108,262,545	704,279	
2	15,412	326,706,307	227,723,640	98,232,588	750,079	
3	17,354	414,261,565	288,285,546	123,981,648	1,994,371	

一般被保険者療養諸費(未就学児):(再掲)

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
29	13,768	193,334,132	154,185,476	35,238,062	3,910,594
30	13,874	171,839,641	136,959,786	5,888,047	28,991,808
R 1	12,581	176,397,093	139,741,401	5,389,107	31,266,585
2	9,083	127,589,336	101,582,261	4,692,743	21,314,332
3	10,891	141,142,519	112,384,948	794,603	27,962,968

退職被保険者等療養給付費

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
29	15,029	382,008,107	266,798,900	108,774,589	6,434,618
30	6,943	166,784,676	116,338,743	47,563,918	2,882,015
R1	1,756	45,578,593	31,634,482	13,382,756	561,355
2	20	170,010	119,007	50,855	148
3	0	0	0	0	0

退職被保険者等療養給付費(未就学児):(再掲)

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
29	50	1,723,350	1,378,680	344,670	0
30	46	474,590	379,672	43,010	51,908
R 1	3	11,390	9,112	0	2,278
2	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0

退職被保険者等療養費

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
29	369	3,321,952	2,325,178	996,774	0
30	124	1,009,056	706,328	302,728	0
R 1	48	268,640	188,044	80,596	0
2	3	11,800	8,260	3,540	0
3	0	0	0	0	0

退職被保険者等療養諸費

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
29	15,398	385,330,059	269,124,078	109,771,363	6,434,618
30	7,067	167,793,732	117,045,071	47,866,646	2,882,015
R1	1,804	45,847,233	31,822,526	13,463,352	561,355
2	23	181,810	127,267	54,395	148
3	0	0	0	0	0

退職被保険者等療養諸費(未就学児):(再掲)

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
29	50	1,723,350	1,378,680	344,670	0
30	46	474,590	379,672	43,010	51,908
R 1	3	11,390	9,112	0	2,278
2	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0

療養諸費被保険者1人当たり額

区分 年度	一般被保険者	退職被保険者等	計
29	390,170	407,757	390,504
30	396,079	408,257	396,193
R1	405,325	472,652	405,469
2	385,561	181,810	385,557
3	419,828	0	419,828

参考:療養諸費被保険者1人当たり額(全国市町村国保合計)

区分 年度	一般被保険者	退職被保険者等	計
28	351,392	410,263	352,839
29	361,272	427,141	362,159
30	386,954	443,826	387,253
R1	399,169	455,572	399,224
2	370,875	1,088,197	390,689

(2)療養給付費内訳年度別状況(診療費)

一般被保険者療養給付費

λ	700
$\boldsymbol{\wedge}$	ᄳ

年	度	件	数	日 数	費	用	額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	29		13,426	215,114	7	,374,61	3,078	27.464	16.02	549,278	150,853
3	30		13,018	207,890	7	,238,53	7,833	27.630	15.97	556,041	153,636
F	₹1		12,570	201,173	7	,139,40	3,612	27.712	16.00	567,972	157,394
	2		11,161	180,702	6	,480,88	7,264	25.206	16.19	580,673	146,365
	3		11,875	185,466	6	,941,01	9,675	27.351	15.62	584,507	159,869

入 院 外

Ī	年	度	件	数	日	数	費	用	額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
I	29			424,291		677,769	7,	477,49	0,613	867.919	1.60	17,623	152,958
I	30			417,324		655,761	7,	233,66	7,949	885.756	1.57	17,333	153,532
I	R1			407,432		631,546	7,	025,96	8,482	898.219	1.55	17,245	154,893
I	2			375,438		568,119	6,	502,06	64,549	847.892	1.51	17,319	146,843
I	3			393,003		594,403	7,	039,25	1,883	905.182	1.51	17,911	162,131

歯科

	年	度	件	数	日	数	費	用	額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	29			75,260	147,	281	1,	066,06	8,590	153.950	1.96	14,165	21,807
	30			76,880	148,	078	1,	085,33	8,451	163.175	1.93	14,117	23,036
	R	1		76,933	143,	645	1,	070,38	3,520	169.605	1.87	13,913	23,598
	2			68,687	126,	440		999,03	4,510	155.123	1.84	14,545	22,562
ĺ	3			73,207	131,	394	1,	059,28	7,360	168.614	1.79	14,470	24,398

計

年	度	件	数	日 数	費	用	額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	29		512,977	1,040,164	15	,918,17	2,281	1,049.333	2.03	31,031	325,618
	30		507,222	1,011,729	15	,557,54	4,233	1,076.562	1.99	30,672	330,204
	R 1		496,935	976,364	15	, 235 , 75	5,614	1,095.536	1.96	30,659	335,885
	2		455,286	875,261	13	,981,98	6,323	1,028.221	1.92	30,710	315,770
	3		478,085	911,263	15	,039,55	8,918	1,101.147	1.91	31,458	346,398

一般被保険者療養給付費(前期高齢者):(再掲)

入 院

		• •									
年	度	件	数	日 数	費	用 客	頁	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	9		8,128	118,868	4	,706,546,1	56	35.033	14.62	579,053	202,860
3	0		7,700	111,119	4	,593,221,0	50	33.188	14.43	596,522	197,975
R	1		7,523	108,542	4	,540,964,9	89	34.402	14.43	603,611	207,653
2	2		6,644	96,021	4	,127,732,0	56	30.513	14.45	621,272	189,572
3	}		7,041	100,526	4	,379,689,1	54	32.337	14.28	622,027	201,143

入 院 外

年	度	件数	女	日 数	費	用	額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	29	271,93	34	435,492	4	,837,45	0,456	1,172.079	1.60	17,789	208,502
	30	264,79	95	413,967	4	,633,93	5,324	1,141.309	1.56	17,500	199,730
	R1	258,61	15	397,270	4	,512,66	3,778	1,182.618	1.54	17,449	206,359
	2	243,09	94	361,795	4	, 225 , 31	9,976	1,116.442	1.49	17,381	194,053
	3	255,77	72	380,773	4	,473,81	3,450	1,174.667	1.49	17,491	205,466

歯 科

年	度	件	数	日	数	費	用	額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
29			44,053		89,055		655,94	2,660	189.875	2.02	14,890	28,272
30			44,932		89,242		663,34	5,710	193.664	1.99	14,763	28,591
R1			45,066		86,105		644,77	3,870	206.082	1.91	14,307	29,485
2			39,815		74,432		589,50	1,200	182.856	1.87	14,806	27,074
3			42,976		78,643		635,44	2,600	197.373	1.83	14,786	29,184

計

年	度	件 数	日 数	費	用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	29	324,115	643,41	5 10	0,199,939,272	1,396.987	1.99	31,470	439,634
	30	317,427	614,32	8 9	9,890,502,084	1,368.161	1.94	31,158	426,296
	R 1	311,204	591,91	7 9	9,698,402,637	1,423.102	1.90	31,164	443,497
	2	289,553	532,24	8 8	3,942,553,232	1,329.811	1.84	30,884	410,699
	3	305,789	559,94	2 9	9,488,945,204	1,404.377	1.83	31,031	435,792

一般被保険者療養給付費(70歳以上一般):(再掲)

		λ	院									
年	度	件	数	日	数	費	用	額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	29		4,118		59,367	2	,323,1	18,049	39.795	14.42	564,137	224,499
(3)	30		4,250		60,790	2	,557,5	14,800	41.071	14.30	601,768	247,151
F	₹1		4,478		63,781	2	,739,0	48,041	39.305	14.24	611,668	240,415
:	2		4,005		56,234	2	,499,7	71,930	33.140	14.04	624,163	206,849
	3		4,539		63,420	2	,826,9	79,300	37.559	13.97	622,820	233,925

入 院 外

年	度	件	数	П	数	費	用	額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	29	13	35,980		225,792	2,	507,07	6,712	1,314.070	1.66	18,437	242,276
	30	1	40,949		224,864	2,	534,20	0,195	1,362.089	1.60	17,980	244,898
	R1	1	46,152		227,783	2,	569,24	8,565	1,282.823	1.56	17,579	225,511
	2	1	46,190		221,341	2,	551,75	3,000	1,209.681	1.51	17,455	211,150
	3	10	61,691		243,818	2,	835,47	9,339	1,337.948	1.51	17,536	234,628

歯 科

年	度	件	数	日 数	費	用	額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
29	9		21,022	43,127		317,366	5,190	203.150	2.05	15,097	30,669
30	0		23,262	46,378		348,704	1,630	224.797	1.99	14,990	33,698
R	1		24,371	46,822		350,803	3,440	213.912	1.92	14,394	30,791
2	?		22,405	42,504		338,700	,160	185.395	1.90	15,117	28,026
3	}		25,252	46,736		377,738	3,920	208.953	1.85	14,959	31,257

計

年	度	件	数	日	数	費	用	額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
29			161,120		328,286	5	, 147 , 56	0,951	1,557.016	2.04	31,949	497,445
30			168,461		332,032	5	,440,41	9,625	1,627.957	1.97	32,295	525,746
R′	I		175,001		338,386	5	,659,10	0,046	1,536.040	1.93	32,338	496,717
2			172,600		320,079	5	,390,22	5,090	1,428.217	1.85	31,230	446,026
3			191,482		353,974	6	,040,19	7,559	1,584.460	1.85	31,544	499,809

一般被保険者療養給付費(70歳以上現役並み所得者):(再掲)

入 院

年	度	件 数	日 数	費用	額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	29	206	2,229	110,6	43,990	32.907	10.82	537,107	176,748
;	30	177	1,803	105,5	24,070	28.275	10.19	596,181	168,569
	R 1	201	1,886	120,1	09,260	27.347	9.38	597,559	163,414
	2	165	1,614	102,0	27,410	21.236	9.78	618,348	131,309
	3	230	2,508	164,9	85,900	29.601	10.90	717,330	212,337

入 院 外

年	度	件 数	日 数	費	用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	12	11 **	н х	-	713 17	~ ₩-	. 11 05 70 5 11 22	· 11 00 /C 0 92 / 13 IIX	. 7(0)/2 7 5/1100
	29	7,920	12,128		133,698,910	1,265.176	1.53	16,881	213,577
	30	8,488	13,590		139,482,820	1,355.911	1.60	16,433	222,816
	R1	9,496	14,900		156,184,410	1,291.973	1.57	16,447	212,496
	2	9,341	13,790		141,851,730	1,202.188	1.48	15,186	182,563
	3	10,408	15,364		156,488,300	1,339.511	1.48	15,035	201,401

歯 科

年	度	件	数	日 数	費	用	額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	29		1,398	2,749)	19,327	7,650	223.323	1.97	13,825	30,875
	30		1,770	3,442	2	25,264	1,490	282.748	1.94	14,274	40,359
	R1		1,779	3,318	3	24,059	710	242.041	1.87	13,524	32,734
	2		1,630	3,026	3	23,707	7,410	209.781	1.86	14,544	30,511
	3		1,863	3,422	2	28,331	720	239.768	1.84	15,208	36,463

計

年	度	件	数	日	数	費	用	額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	29		9,524		17,106		263,670	0,550	1,521.406	1.80	27,685	421,199
	30		10,435		18,835		270,27	1,380	1,666.933	1.80	25,900	431,743
	R1		11,476		20,104		300,35	3,380	1,561.361	1.75	26,172	408,644
	2		11,136		18,430		267,58	6,550	1,433.205	1.65	24,029	344,384
	3		12,501		21,294		349,80	5,920	1,608.880	1.70	27,982	450,201

一般被保険者療養給付費(未就学児):(再掲)

入 院

年	度	件	数	日 数	費	用	額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	29		189	1,155		73,773	3,630	15.976	6.11	390,337	62,361
	30		173	1,004		55,073	3,020	14.624	5.80	318,341	46,554
	R1		205	1,535		72,840	0,072	22.258	7.49	355,317	79,088
	2		124	918		51,624	1,760	14.171	7.40	416,329	59,000
	3		155	924		46,400),470	17.714	5.96	299,358	53,029

入 院 外

年	Ę	度	件	数	日	数	費	用	額	受診	枢	1件あたり	日数	1件あたり費用	額	1人あたり費用額
	29			9,652	14	4,075		94,49	2,860	815	. 892		1.46	9,7	90	79,876
	30			9,623	14	4,307		90,07	7,571	813	3.440		1.49	9,3	61	76,143
	R 1			8,544	12	2,755		78,16	5,739	927	. 687		1.49	9,1	49	84,871
	2			5,965	8	3,259		55,02	7,590	681	.714		1.38	9,2	25	62,889
	3			6,805	9	9,767		69,98	9,790	777	.714		1.44	10,2	85	79,988

歯 科

年	度	件	数	日 数	費	用	額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	29		1,114	1,722		10,663	3,010	94.167	1.55	9,572	9,014
3	80		1,084	1,627		11,574	1,490	91.631	1.50	10,678	9,784
F	₹1		1,037	1,504		10,390	980,0	112.595	1.45	10,020	11,282
	2		919	1,255		9,505	5,690	105.029	1.37	10,344	10,864
	3		928	1,131		9,169	9,830	106.057	1.22	9,881	10,480

計

年	度	件	数	日	数	費	用	額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	29		10,955		16,952		178,929	9,500	926.036	1.55	16,333	151,251
	30		10,880		16,938		156,72	5,081	919.696	1.56	14,405	132,481
	R1		9,786		15,794		161,39	6,791	1,062.541	1.61	16,493	175,241
	2		7,008		10,432		116,15	8,040	800.914	1.49	16,575	132,752
	3		7,888		11,822		125,560	0,090	901.486	1.50	15,918	143,497

退職被保険者等療養給付費

入 院

年	度	件 数	日 数	費用額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	29	236	3,607	135,526,709	24.974	15.28	574,266	143,415
	30	90	1,263	46,724,600	21.898	14.03	519,162	113,685
	R1	36	557	17,502,530	37.113	15.47	486,181	180,438
	2	0	0	-640	0.000	0.00	0	-640
	3	0	0	0				

入 院 外

年	度	件 数	日 数	費	用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	29	9,228	14,12	5	154,340,901	976.508	1.53	16,725	163,324
;	30	4,323	7,41)	79,329,300	1,051.825	1.71	18,351	193,015
ı	R 1	1,088	1,80	2	19,226,020	1,121.649	1.66	17,671	198,206
	2	13	1	5	115,420	1,300.000	1.15	8,878	115,420
	3	C)	0				

歯 科

年	度	件	数	日 数	費	用	額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	9		1,873	3,603		25,229	9,830	198.201	1.92	13,470	26,698
3	0		899	1,723		12,63	3,040	218.735	1.92	14,052	30,737
F	11		209	386		2,589	9,410	215.464	1.85	12,390	26,695
	2		2	2		48	8,440	200.000	1.00	24,220	48,440
	3		0	0			0				

計

			м :									
年	度	件	数	П	数	費	用	額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	9		11,337		21,335		315,097	7,440	1,199.683	1.88	27,794	333,436
3)		5,276		10,357		138,250	,600	1,283.698	1.96	26,204	336,376
R	1		1,333		2,745		39,317	7,960	1,374.227	2.06	29,496	405,340
2	!		15		17		163	3,220	1,500.000	1.13	10,881	163,220
3	1		0		0			0				

退職者医療制度はR2年3月末で終了し、R2年度分についてはR2年3月診療分の支払とその後の過誤調整のみを対象としている。そのため、R2年度については受診率等の算出は行わない。

退職被保険者等療養給付費(未就学児):(再掲)

入 院

年 度	件 数	日 数	費用	額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
29	0	0		0	0.000	0.00	0	0
30	0	0		0	0.000	0.00	0	0
R 1	0	0		0	0.000	0.00	0	0
2	0	0		0	0.000	0.00	0	0
3	0	0		0				

入 院 外

年	度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	29	28	41	1,622,480	2,800.000	1.46	57,946	1,622,480
	30	31	34	406,540	3,100.000	1.10	13,114	406,540
	R 1	2	2	9,600	200.000	1.00	4,800	9,600
	2	0	0	(0.000	0.00	0	0
	3	0	0	(

歯 科

年	度	件 数	日 数	費月	月 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	29	7	7		30,900	700.000	1.00	4,414	30,900
	30	5	5		29,800	500.000	1.00	4,414	29,800
	R 1	0	0		0	0.000	1.00	4,414	0
	2	0	0		0	0.000	0.00	0	0
	3	0	0		0				

計

年	度	件 数	日 数	費用	額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	29	35	48	1,653,	380	3,500.000	1.37	47,239	1,653,380
;	30	36	39	436,	340	3,600.000	1.08	12,121	436,340
F	₹1	2	2	9,	600	200.000	1.00	4,800	9,600
	2	0	0		0	0.000	0.00	0	0
	3	0	0		0				

退職者医療制度はR2年3月末で終了し、R2年度分についてはR2年3月診療分の支払とその後の過誤調整のみを対象としている。そのため、R2年度については受診率等の算出は行わない。

参考:療養給付費内訳年度別状況(全国市町村国保合計)

一般被保険者療養給付費

入院(全国市町村国保合計)

年	度	件	数	日	数	費	用	額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	28	7,158	,994	113,553,	,087	3,859	,383,	908,000	30,483,644	23.485	15.86	539,096	126,605
	29	6,981	,287	111,096,	,754	3,840	,085,	000,000	29,172,507	23.931	15.91	550,054	131,634
	30	6,806	,739	108,331,	,024	3,818	,769,	632,000	28,165,344	24.167	15.92	561,028	135,584
	R1	6,625	,991	105,871,	,248	3,795	,104,	909,000	27,169,493	24.388	15.98	572,760	139,683
	2	6,210	, 953	99,866,	,813	3,647	,235,	917,000	26,537,405	23.405	16.08	587,226	137,438

入 院 外 (全国市町村国保合計)

年	度	件 数	日 数	費用	額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	27	280,836,650	449,411,848	4,017,293	3,459,000	31,465,651	892.518	1.60	14,305	127,672
	28	257,197,548	407,679,616	3,747,250	,536,000	30,483,644	843.723	1.59	14,570	122,927
	29	248,180,152	388,898,808	3,672,995	,025,000	29,172,507	850.733	1.57	14,800	125,906
	30	242,183,246	374,562,549	3,630,786	,975,000	28,165,344	859.863	1.55	14,992	128,910
	R1	235,300,322	359,892,638	3,606,514	,646,000	27,169,493	866.046	1.53	15,327	132,741
	2	212,659,518	319,873,079	3,398,803	3,309,000	26,537,405	801.358	1.50	15,982	128,076

歯 科 (全国市町村国保合計)

年	度	件	数	日	数	費	用	額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	28	57,54	9,747	110,6	649,045	752	,682,	206,000	30,483,644	188.789	1.92	13,079	24,691
	29	56,38	4,384	106,0	045,108	729	,333,	295,000	29,172,507	193.279	1.88	12,935	25,001
	30	55,40	9,301	101,	749,556	713	,633,	763,000	28,165,344	196.729	1.84	12,879	25,337
	R1	55,40	8,944	98,9	961,839	703	,396,	338,000	27,169,493	203.938	1.79	12,695	25,889
	2	49,19	4,664	87,8	884,202	667	,650,	651,000	26,537,405	185.379	1.79	13,572	25,159

計 (全国市町村国保合計)

年	度	件	数	日	数	費	用	額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	28	321,90	6,289	631,8	881,748	8,359	,316,6	650,000	30,483,644	1,055.997	1.96	25,968	274,223
	29	311,54	5,823	606,0	040,670	8,242	,413,3	320,000	29,172,507	1,067.943	1.95	26,457	282,540
	30	304,39	9,286	584,6	643,129	8,163	,190,3	370,000	28,165,344	1,080.758	1.92	26,817	289,831
	R1	297,33	35,257	564,	725,725	8,105	,015,8	893,000	27,169,493	1,094.372	1.90	27,259	298,313
	2	268,06	55,135	507,0	624,094	7,713	,689,8	877,000	26,537,405	1,010.141	1.89	28,775	290,672

一般被保険者療養給付費(前期高齢者):(再掲)

入 院 (全国市町村国保合計)

ź	F	度	件	数	П	数	費	用	額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	28		4,03	9,920	58,	177,897	2,312	,821,	392,000	12,569,812	32.140	14.40	572,492	183,998
	29		3,98	5,806	57,	341,332	2,320	, 959 ,	,388,000	12,365,404	32.234	14.39	582,306	187,698
	30		3,90	7,657	56,	147,624	2,317	,478,	,307,000	12,144,001	32.178	14.37	593,061	190,833
	R1		3,81	3,067	55,	029,306	2,305	, 932 ,	371,000	11,841,774	32.200	14.43	604,745	194,729
	2		3,59	8,530	52,	257,286	2,228	,564,	,669,000	11,772,359	30.568	14.52	619,299	189,305

入 院 外 (全国市町村国保合計)

年	度	件 数	日 数	費	用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	28	152,542,14	247,802,14	2,266	5,016,651,0	00 12,569,81	2 1,213.559	1.62	14,855	180,275
	29	148,628,000	234,197,250	2,234	,427,770,0	00 12,365,40	4 1,201.966	1.58	15,034	180,700
	30	145,381,696	225,336,07	7 2,211	,462,536,0	00 12,144,00	1 1,197.148	1.55	15,211	182,103
	R1	141,476,619	216,225,25	2,202	2,471,206,0	00 11,841,77	4 1,194.725	1.53	15,568	185,992
	2	131,055,522	195,534,550	2,102	2,129,756,0	00 11,772,35	9 1,113.248	1.49	16,040	178,565

歯 科 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費用額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	31,185,566	60,995,989	411,947,779,00	0 12,569,812	248.099	1.96	13,210	32,773
29	30,968,484	59,176,074	403,678,083,00	0 12,365,404	250.445	1.91	13,035	32,646
30	30,658,992	57,134,609	396,990,560,00	0 12,144,001	252.462	1.86	12,949	32,690
R1	30,834,690	55,889,234	393,022,877,00	0 11,841,774	260.389	1.81	12,746	33,190
2	27,192,859	49,002,170	369,715,395,00	0 11,772,359	230.989	1.80	13,596	31,405

計 (全国市町村国保合計)

年	度	件 数	ζ [日 数	費	用	額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	28	187,767,62	27 3	366,976,033	4,990	,785,	822,000	12,569,812	1,493.798	1.95	26,580	397,045
2	29	183,582,2	96 3	350,714,656	4,959	,065,	241,000	12,365,404	1,484.645	1.91	27,013	401,044
3	80	179,948,3	15 3	338,618,310	4,925	, 931 ,	403,000	12,144,001	1,481.788	1.88	27,374	405,627
R	11	176,124,3	76 3	327,143,799	4,901	,426,	454,000	11,841,774	1,487.314	1.86	27,829	413,910
2	2	161,846,9	11 2	296,794,012	4,700	,409,	820,000	11,772,359	1,374.804	1.83	29,042	399,275

一般被保険者療養給付費(70歳以上一般):(再揭)

院(全国市町村国保合計)

年	度	件	数	日	数	費	用	額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	28	1,999,	150	28,47	79,214	1,141,	,839,	269,000	5,293,820	37.764	14.25	571,162	215,693
	29	2,016,	834	28,77	75,584	1,174,	602,	229,000	5,413,191	37.258	14.27	582,399	216,989
	30	2,082,	542	29,66	88,376	1,233,	498,	849,000	5,697,661	36.551	14.25	592,304	216,492
	R1	2,146,	231	30,72	23,419	1,299,	349,	586,000	5,945,567	36.098	14.32	605,410	218,541
	2	2,134,	771	30,75	55,123	1,322,	,944,	454,000	6,301,165	33.879	14.41	619,713	209,952

入 院 外 (全国市町村国保合計)

年	度	件	数	日 数	費	用	額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	28	73,702,	104	122,328,679	1,094	,740,	594,000	5,293,820	1,392.229	1.66	14,854	206,796
	29	73,500,	073	119,270,835	1,106	,432,	533,000	5,413,191	1,357.796	1.62	15,053	204,396
	30	75,732,	265	120,044,705	1,156	,189,	382,000	5,697,661	1,329.182	1.59	15,267	202,924
	R1	77,629,	494	120,672,163	1,213	,718,	707,000	5,945,567	1,305.670	1.55	15,635	204,138
	2	76,041,	798	114,909,289	1,223	,680,	546,000	6,301,165	1,206.790	1.51	16,092	194,199

歯 科 (全国市町村国保合計)

年	度	件 数	日 数	費用	額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	28	14,019,819	27,654,504	190,12	1,440,000	5,293,820	264.834	1.97	13,561	35,914
	29	14,333,903	27,619,800	190,96	7,335,000	5,413,191	264.796	1.93	13,323	35,278
	30	15,055,74	28,255,879	198,67	8,907,000	5,697,661	264.244	1.88	13,196	34,870
	R1	16,051,110	29,267,594	207,77	6,213,000	5,945,567	269.968	1.82	12,945	34,946
	2	14,999,143	27,175,377	206,90	5,994,000	6,301,165	238.038	1.81	13,795	32,836

計 (全国市町村国保合計)

年	度	件	数	日	数	費	用	額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	28	89,7	21,073	178,4	162,397	2,426	,701,	303,000	5,293,820	1,694.827	1.99	27,047	458,403
	29	89,8	50,810	175,6	66,219	2,472	,002,	097,000	5,413,191	1,659.849	1.96	27,512	456,663
	30	92,8	70,548	177,9	968,960	2,588	,367,	138,000	5,697,661	1,629.977	1.92	27,871	454,286
	R1	95,8	26,835	180,6	63,176	2,720	,844,	506,000	5,945,567	1,611.736	1.89	28,393	457,626
	2	93,1	75,712	172,8	339,789	2,753	,530,	994,000	6,301,165	1,478.706	1.85	29,552	436,988

一般被保険者療養給付費(70歳以上現役並み所得者):(再掲)

院(全国市町村国保合計)

入

年	度	件	数	日	数	費	用	額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	28		123,788	1,	373,386	73	,310,	284,000	404,769	30.582	11.09	592,224	181,116
2	29		125,672	1,	394,354	75	,697,	524,000	412,944	30.433	11.10	602,342	183,312
3	30		131,141	1,	439,439	81	,392,	693,000	437,478	29.977	10.98	620,650	186,050
R	₹1		131,913	1,	452,312	83	,093,	013,000	453,930	29.060	11.01	629,908	183,052
	2		127,191	1,	391,562	82	,600,	057,000	478,543	26.579	10.94	649,417	172,607

入 院 外 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
28	5,399,534	8,340,698	79,472,664,000	404,769	1,333.979	1.54	14,718	196,341
29	5,469,481	8,334,267	81,185,073,000	412,944	1,324.509	1.52	14,843	196,601
30	5,762,378	8,672,505	85,960,497,000	437,478	1,317.181	1.51	14,918	196,491
R1	5,949,809	8,846,307	90,350,387,000	453,930	1,310.733	1.49	15,185	199,040
2	5,721,636	8,300,929	89,595,493,000	478,543	1,195.637	1.45	15,659	187,226

歯 科 (全国市町村国保合計)

年	度	件	数	日	数	費	用	額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	28	1,20	6,697	2,2	80,133	14	,911,9	910,000	404,769	298.120	1.89	12,358	36,841
	29	1,23	2,716	2,2	79,363	15	,078,6	681,000	412,944	298.519	1.85	12,232	36,515
	30	1,30	3,859	2,3	64,118	15	,982,	543,000	437,478	298.040	1.81	12,258	36,533
	R1	1,38	3,146	2,4	39,706	16	,691,4	406,000	453,930	304.705	1.76	12,068	36,771
	2	1,27	1,046	2,2	39,018	16	,512,4	435,000	478,543	265.607	1.76	12,991	34,506

計 (全国市町村国保合計)

年	度	件	数	日	数	費	用	額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	28	6,73	0,019	11,9	994,217	167	,694,	,858,000	404,769	1,662.681	1.78	24,917	414,298
	29	6,82	7,869	12,0	007,984	171	,961,	278,000	412,944	1,653.461	1.76	25,185	416,428
	30	7,19	7,378	12,4	476,062	183	, 335,	733,000	437,478	1,645.198	1.73	25,473	419,074
	R1	7,46	4,868	12,	738,325	190	, 134 ,	,806,000	453,930	1,644.498	1.71	25,471	418,864
	2	7,11	9,873	11,9	931,509	188	,707,	,985,000	478,543	1,487.823	1.68	26,504	394,339

一般被保険者療養給付費(未就学児):(再掲)

入 院 (全国市町村国保合計)

年	度	件	数	日	数	費	用	額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	28		148,289	1,	,019,534	63	,513,	801,000	879,983	16.851	6.88	428,311	72,176
	29		136,499		936,161	59	,487,	381,000	795,426	17.160	6.86	435,808	74,787
	30		124,068		851,742	55	,456,	800,000	731,846	16.953	6.87	446,987	75,777
	R1		115,077		796,345	52	,971,	644,000	675,948	17.025	6.92	460,315	78,366
	2		83,194		614,788	44	,375,	250,000	628,271	13.242	7.39	533,395	70,631

入 院 外 (全国市町村国保合計)

年	度	件	数	日	数	費	用	額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	28	8,0	98,386	12,6	633,664	72	,558,	863,000	879,983	920.289	1.56	8,960	82,455
	29	7,2	34,792	11,1	180,262	64	,896,	170,000	795,426	909.549	1.55	8,970	81,587
	30	6,6	10,915	10,0	079,493	59	, 244,	578,000	731,846	903.321	1.52	8,962	80,952
	R1	6,0	83,734	9,	169,089	54	,848,	089,000	675,948	900.030	1.51	9,016	81,142
	2	4,0	00,176	5,6	654,342	38	,084,	049,000	628,271	636.696	1.41	9,521	60,617

歯 科 (全国市町村国保合計)

年	度	件 数	日 数	費用額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
:	28	1,086,091	1,627,942	11,037,150,000	879,983	123.422	1.50	10,162	12,542
	29	996,072	1,461,253	10,077,865,000	795,426	125.225	1.47	10,118	12,670
:	30	935,092	1,341,218	9,529,998,000	731,846	127.772	1.43	10,192	13,022
	R1	886,391	1,235,250	9,022,514,000	675,948	131.133	1.39	10,179	13,348
	2	768,821	1,074,611	8,214,565,000	628,271	122.371	1.40	10,685	13,075

計 (全国市町村国保合計)

年	度	件 数	: E	∃ 数	費	用	額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	:8	9,332,76	6	15,281,140	147	,109,	814,000	879,983	1,060.562	1.64	15,763	167,173
2	:9	8,367,36	:3	13,577,676	134	,461,	416,000	795,426	1,051.935	1.62	16,070	169,043
3	0	7,670,07	5	12,272,453	124	, 231 ,	376,000	731,846	1,048.045	1.60	16,197	169,751
R	:1	7,085,20	2	11,200,684	116	,842,	247,000	675,948	1,048.187	1.58	16,491	172,857
2	2	4,852,19	1	7,343,741	90	,673,	864,000	628,271	772.309	1.51	18,687	144,323

退職被保険者等療養給付費

入 院 (全国市町村国保合計)

年	度	件	数	日 数	費	用	額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	28		182,940	2,672,610	106	,679,0	49,000	767,898	23.823	14.61	583,137	138,923
	29		98,759	1,476,405	58	,481,6	348,000	398,048	24.811	14.95	592,165	146,921
	30		38,269	588,844	23	,089,8	95,000	148,878	25.705	15.39	603,358	155,093
	R1		6,480	102,449	4	,113,0	29,000	26,835	24.148	15.81	634,727	153,271
	2		-252	1,907		89,4	36,000	223				

入 院 外 (全国市町村国保合計)

年	度	件	数	日	数	費	用	額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	28	7,18	36,298	11,3	349,198	118	,752,	285,000	767,898	935.840	1.58	16,525	154,646
	29	3,79	90,688	5,9	51,882	63	,657,	353,000	398,048	952.319	1.57	16,793	159,924
	30	1,48	31,247	2,3	05,831	24	,538,	372,000	148,878	994.940	1.56	16,566	164,822
	R1	28	36,616	4	37,705	4	,507,	477,000	26,835	1,068.068	1.53	15,727	167,970
	2		4,242		6,859		68,	801,000	223				

歯 科 (全国市町村国保合計)

年	度	件 数	t E	∃ 数	費	用	額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	28	1,694,97	75	3,275,565	21	,856,0	000,000	767,898	220.729	1.93	12,895	28,462
	29	900,6	15	1,707,084	11	,523,3	353,000	398,048	226.258	1.90	12,795	28,950
	30	351,23	36	650,666	4	,438,3	337,000	148,878	235.922	1.85	12,636	29,812
	R1	72,09	97	128,512		880,8	872,000	26,835	268.668	1.78	12,218	32,825
	2	1,42	22	2,682		20,8	850,000	223				

計 (全国市町村国保合計)

年	度	件	数	日	数	費	用	額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	28	9,064,	213	17,29	97,373	247	,287,	335,000	767,898	1,180.393	1.91	27,282	322,031
	29	4,790,	062	9,13	35,371	133	,662,	354,000	398,048	1,203.388	1.91	27,904	335,795
	30	1,870,	752	3,54	45,341	52	,066,	604,000	148,878	1,256.567	1.90	27,832	349,727
	R1	365,	193	66	68,666	9	,501,	378,000	26,835	1,360.883	1.83	26,017	354,067
	2	5,	412	1	11,448		179,	087,000	223				

退職者医療制度はR2年3月末で終了し、R2年度分についてはR2年3月診療分の支払とその後の過誤調整のみを対象としている。 そのため、R2年度については受診率等の算出は行わない。

退職被保険者等療養給付費(未就学児):(再掲)

、 院(全国市町村国保合計)

年	度	件	数	日 数	費	用	額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	28		65	423	3	38,1	90,000	530	12.264	6.51	587,538	72,057
2	29		43	532	2	35,0	63,000	194	22.165	12.37	815,419	180,737
3	30		6	24	ļ	1,2	53,000	56	10.714	4.00	208,833	22,375
R	11		5	48	3	7,0	07,000	10	50.000	9.60	1,401,400	700,700
2	2		-1	-3	3	-1	89,000	0				

入 院 外(全国市町村国保合計)

_		7 1 100 7 1	<u> </u>	· · · · · ·	PI - MI	,				
	年 度	件 数	日 数	費	朝 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	28	4,751	7,490	3	39,801,000	530	896.415	1.58	8,377	75,096
	29	1,734	2,690	•	18,434,000	194	893.814	1.55	10,631	95,021
	30	538	829		5,449,000	56	960.714	1.54	10,128	97,304
	R1	89	128		914,000	10	890.000	1.44	10,270	91,400
	2	0	0		-128,000	0				

歯 科 (全国市町村国保合計)

			- 11										
年	度	件	数	日	数	費	用	額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	28		821		1,304		8,67	1,000	530	154.906	1.59	10,562	16,360
2	9		277		451		2,80	000,8	194	142.784	1.63	10,137	14,474
3	30		78		139		1,03	32,000	56	139.286	1.78	13,231	18,429
R	₹1		17		25		14	16,000	10	170.000	1.47	8,588	14,600
	2		0		0			0	0				

計 (全国市町村国保合計)

年	度	件	数	日	数	費	用	額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
	28		5,637	9	9,217		86,6	62,000	530	1,063.585	1.64	15,374	163,513
	29		2,054	3	3,673		56,3	05,000	194	1,058.763	1.79	27,412	290,232
	30		622		992		7,7	34,000	56	1,110.714	1.59	12,434	138,107
	R1		111		201		8,0	67,000	10	1,110.000	1.81	72,676	806,700
	2		-1		-3		-3	17,000	0				

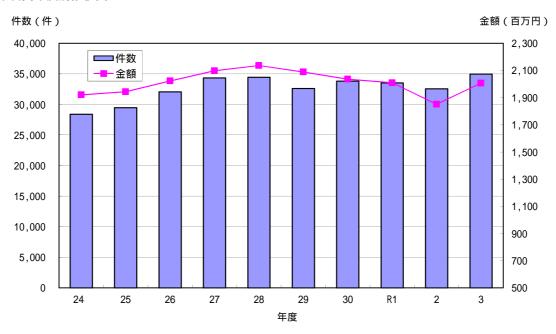
退職者医療制度はR2年3月末で終了し、R2年度分についてはR2年3月診療分の支払とその後の過誤調整のみを対象としている。 そのため、R2年度については受診率等の算出は行わない。

(3)高額療養費

高額療養費年度別給付状況

区分	一舟	设被保険者分	退職被	せ保険者等分		合	盲	+
	件数	高額療養費	件数	高額療養費	件数	高額療養費	現物約	合付分(再掲)
年度	IT XX	问识尔良县	IT XX	问识凉良更	IT XX	问识尔氏更	件数	高額療養費
23	25,689	1,629,441,733	2,129	220,983,505	27,818	1,850,425,238	18,777	1,575,141,612
24	26,161	1,705,390,972	2,220	214,994,215	28,381	1,920,385,187	19,925	1,698,283,771
25	27,269	1,716,682,174	2,203	226,548,625	29,472	1,943,230,799	20,989	1,766,252,875
26	30,135	1,841,149,659	1,918	181,679,931	32,053	2,022,829,590	22,237	1,837,274,680
27	32,898	1,980,030,983	1,436	117,923,687	34,334	2,097,954,670	22,842	1,907,221,311
28	33,509	2,059,202,460	941	76,666,473	34,450	2,135,868,933	22,069	1,952,151,233
29	32,099	2,044,435,513	493	44,712,767	32,592	2,089,148,280	21,135	1,929,135,691
30	33,556	2,017,112,561	252	18,713,086	33,808	2,035,825,647	19,107	1,832,965,153
R1	33,431	2,001,882,026	79	7,340,597	33,510	2,009,222,623	18,381	1,800,574,754
2	32,555	1,851,322,768	6	140,325	32,561	1,851,463,093	17,229	1,656,953,007
3	34,967	2,006,977,049	0	-192	34,967	2,006,976,857	18,215	1,797,538,801

高額療養費年度別推移図



高額療養費資金貸付状況

	民巫貝	34/06
年度	件数	貸付額
23	79	9,477,000
24	35	5,184,000
25	13	1,632,000
26	7	2,203,000
27	15	3,092,000
28	20	3,920,000
29	9	3,015,000
30	6	1,739,000
R1	3	824,000
2	5	674,000
3	4	646,000

(4)任意給付

(イ)令和3年度月別給付状況

区分	出産育児一時金			葬祭費	億	易病手当金		合計
月	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和3年4月	9	3,764,000	17	850,000	0	0	26	4,614,000
5月	4	1,680,000	22	1,100,000	0	0	26	2,780,000
6月	3	1,244,000	19	950,000	0	0	22	2,194,000
7月	6	2,504,000	20	1,000,000	0	0	26	3,504,000
8月	12	5,040,000	20	1,000,000	2	145,742	34	6,185,742
9月	7	2,940,000	18	900,000	0	0	25	3,840,000
10月	9	3,780,000	21	1,050,000	1	53,336	31	4,883,336
11月	11	4,620,000	21	1,050,000	2	30,265	34	5,700,265
12月	6	2,504,000	20	1,000,000	1	33,318	27	3,537,318
令和4年1月	10	4,200,000	17	850,000	0	0	27	5,050,000
2月	10	4,188,000	33	1,650,000	0	0	43	5,838,000
3月	4	1,680,000	23	1,150,000	2	80,927	29	2,910,927
計	91	38,144,000	251	12,550,000	8	343,588	350	51,037,588

(口)年度別給付状況

葬祭費 区分 出産育児一時金 傷病手当金 件数 年度 件数 金額 件数 金額 金額 21年度 251 98,520,000 294 14,600,000 22年度 246 102,480,000 15,380,000 308 112,800,000 23年度 270 305 15,250,000 84,600,000 14,750,000 24年度 202 295 25年度 190 79,410,000 301 15,050,000 26年度 178 74,128,000 331 16,550,000 27年度 180 75,442,000 16,200,000 324 28年度 171 71,580,000 309 15,450,000 156 64,472,000 29年度 280 14,000,000 30年度 114 47,704,000 282 14,100,000 令和元年度 104 43,552,000 249 12,450,000 2年度 101 42,228,000 253 12,650,000 1 69,336 3年度 38,144,000 12,550,000 8 343,588

傷病手当金は新型コロナウイルス感染症に係るもの

(5)標準負担額減額状況

月	件数
令和3年4月	1,572
5月	1,625
6月	1,681
7月	1,711
8月	938
9月	1,071
10月	1,160
11月	1,259
12月	1,307
令和4年1月	1,333
2月	1,379
3月	1,416
計	16,452
年度平均	1,371

保健事業

(1)医療費通知事業

被保険者に健康に対する認識を深めてもらうために、自分のかかった医療費等を通知。

	回 数	通 知 対 象	通知件数
29年度	6	12~11月診療分	151,104
30年度	6	12~11月診療分	145,897
令和元年度	6	12~12月診療分	144,543
2年度	6	1~12月診療分	137,647
3年度	6	1~12月診療分	138,963

(2)一日人間ドック、脳ドック実施事業

保健事業の一環として、被保険者の疾病の早期発見、早期治療及び自己の健康管理に資するために健診料の一部を助成。

・一日人間ドック

	定員	受 診	者 数	(人)
	上 · 其	男 性	女 性	計
29年度	1,400	719	640	1,359
30年度	1,400	687	608	1,295
令和元年度	1,000	409	399	808
2年度	1,000	366	329	695
3年度	1,100	438	403	841

・脳ドック

	定員	受 診	者 数	(人)
		男 性	女 性	計
29年度	160	49	99	148
30年度	160	54	99	153
令和元年度	160	45	82	127
2年度	160	38	59	97
3年度	160	37	86	123

(3)特定健康診查·特定保健指導事業

平成20年度より、40歳から74歳までの被保険者を対象に、生活習慣病予防のための健康診査を実施している。さらに、健診の結果、生活習慣改善の必要のある者には、特定保健指導を 実施している。

・特定健康診査 (法定報告値・令和4年11月末現在)

年度	対象者数	受診者数	受診率
30年度	33,374人	11,051人	33.1%
令和元年度	32,251人	10,243人	31.8%
2年度	31,976人	8,559人	26.8%
3年度	31,197人	9,448人	30.3%

・特定保健指導

(法定報告値・令和4年11月末現在)

年度	種別	対象者数	実施終了者数	実施率
30年度	動機付け支援	1,146人	199人	17.4%
30千度	積極的支援	258人	15人	5.8%
計		1,404人	214人	15.2%
令和元年度	動機付け支援	1,015人	145人	14.3%
マ和ル牛皮	積極的支援	250人	21人	8.4%
計		1,265人	166人	13.1%
2年度	動機付け支援	815人	92人	11.3%
2十反	積極的支援	191人	14人	7.3%
計		1,006人	106人	10.6%
3年度	動機付け支援	885人	109人	12.3%
3十反	積極的支援	207人	12人	5.8%
計		1,092人	121人	11.1%

保 険 税

(1)福井市国民健康保険税率の変遷

(イ)医療保険分

年度	所得割	資産割	均等割(人)	平等割(世帯)
昭和31年度	1.7%	6.0%	170円	500円
32	2.0	8.0	310	500
33	2.0	8.0	300	500
36	2.0	8.0	384	620
37	1.6	8.0	384	620
39	1.8	10.0	480	780
40	2.3	14.0	780	1,250
41	2.2	12.0	780	1,250
43	2.2	12.0	1,020	1,500
44	2.3	14.0	1,200	1,800
45	2.6	16.0	1,500	2,280
46	2.2	16.0	1,500	2,280
47	2.6	19.0	2,160	2,880
48	2.7	20.0	2,640	3,600
49	3.0	25.0	3,600	4,800
50	4.6	36.0	5,280	6,960
51	5.5	39.0	6,480	8,520
52	5.5	40.0	6,840	8,940
54	6.0	41.0	8,040	10,500
55	6.0	41.0	9,600	12,000
56	6.5	41.0	10,800	13,200
57	6.8	41.0	12,600	15,000
61	7.8	47.0	15,000	17,400
平成3年度	7.3	42.0	15,000	17,400
6	7.3	37.0	15,000	17,400
9 ~ 19	7.3	37.0	20,000	24,000
20 ~ 21	4.1	11.2	21,000	17,400
22 ~ 23	5.6	11.2	26,000	17,400
24 ~ 25	6.9	7.9	29,600	17,400
26 ~ 27	7.1	4.9	29,600	17,400
28 ~ 29	7.6	4.9	29,900	17,400
30	7.89	2.9	29,900	17,400
令和元年度	8.00	1.45	29,600	17,400
2~3	8.10	-	29,600	17,400

(口)後期高齢者支援金等分

(1) 医乳间蛋白叉液亚马刀								
年度	所得割	資産割	均等割(人)	平等割(世帯)				
平成20~21年度	1.4%	3.9%	6,600円	5,400円				
22 ~ 23	1.7	3.9	7,600	5,400				
24 ~ 25	2.1	2.6	8,200	5,400				
26 ~ 29	3.6	2.6	8,200	5,400				
30	2.4	0.0	8,200	5,400				
令和元年度	2.59	0.0	8,600	5,400				
2~3	2.91	•	8,900	5,600				

(八)介護保険分

())) HAIPINA	-			
年度	所得割	資産割	均等割(人)	平等割(世帯)
平成12~19年度	0.9%	4.2%	3,600円	4,200円
20 ~ 23	2.1	7.9	9,900	6,000
24 ~ 29	2.2	3.1	9,900	6,000
30	2.95	0.0	9,900	6,000
令和元年度	3.00	0.0	9,900	6,000
2~3	2.55	-	9,100	5,600

(2)令和3年度保険税税率

	方式	課税対象	税 率					
	7310	6本で元メリタ く	医療保険分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分			
1	所得割	課税総所得金額	8.10/100	2.91/100	2.55/100			
2	資産割	土地家屋の固定資産税額	-	-	-			
3	均等割	被保険者一人当たり	29,600 円	8,900 円	9,100 円			
4	平等割	一世帯当たり	17,400 円	5,600 円	5,600 円			

(3)令和3年度保険税賦課状況

_															
俎	t	課	期	日		4月1日	納	期	限				.8.9.10.11 4.6.8.10.12		月)
賦	ţ	課	方	式	3 方式				所 得 割、均 等 割、平 等 割						
膩	(限	課 度オ・ 控除:	割 -バ- ^{後)}	合 ·分	医療分	応 能 割 資産割 0.0 応 均等割 33.6	53.71%	支援分	割資産割	0.0 30.7	56.97 0%	一護	能 割 資産割 応 均等割 2	66.61% 0.00% 28.17%	56.61%
		3110	,)J	益 割 ^{平等割} 12.6	46 29%))	割平等割	2.3	— ⊿3 ∩3	%	益	5.22%	43.39%
						所得割	8.10%		所得割		2.91	%	所得割		2.55%
1	锐			率	医療	資産割	-	支援	資産割		-	介 護	資産割		-
1	儿			-1	分	均等割	29,600円	分	均等割		8,900	9分	均等割	ç	9,100円
						平等割	17,400円		平等割		5,600	9	平等割	5	5,600円
賦	医		支援分	19万円		7	介 護 17万円 分								
調		京	Ē	額					4,729,2	95,	800円				
誄	税	対象	き世帯	帯数		28,695	世帯		課税対象被保険者数		険者数	42,507人			
	7	割	±0.	÷÷∓		407.005			世:	世帯数		8,046世帯			
伍	轌	淫減	軽게	戓額		437,665	十円		被保険者数			10,358人			
低所得	5	割	# 7 :-	北 灾百		404 500	、 イ田		世帯数			4,394世帯			
得世帯	轌	溪 減	甲全 沙	戓額		194,586	アドロ		被保険者数		数	7,141人			
の軽減	2	割	古文等	北安百		50 642	<u></u> 工田		世帯数			3,280世帯			
減状況	轌	溪 減	甲全 沙	咸額 59,642千円 			被保険者数		数	5,510人					
沈			604 000	シエロ		世帯数			15,720世帯						
	Ē	計	学全 》	以 谷貝		691,893千円			被保険者数		数	23,009人			

(4)年度別保険税賦課状況

	_	年度		29			30			令和元			2			3		
区分	,	十段	医療	支援	介護	医療	支援	介護	医療	支援	介護	医療	支援	介護	医療	支援	介護	
納税義務	納利	说義務者(世帯)	31,070	31,070	12,729	30,278	30,278	12,077	29,507	29,507	11,612	29,195	29,195	11,285	28,695	28,695	10,913	
務者数		被保険者	48,411	48,411	14,800	46,326	46,326	13,956	44,420	44,420	13,326	43,666	43,666	12,924	42,507	42,507	12,429	
		所得割%	48.70	59.12	48.34	50.82	53.84	56.91	52.36	54.95	56.84	53.56	54.03	61.29	53.71	56.97	56.61	
賦課割		資産割%	2.55	3.65	4.05	1.47	0.00	0.00	0.73	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
割合		均等割%	36.01	26.59	31.30	35.09	32.81	28.27	34.28	32.33	28.24	33.88	32.89	25.18	33.66	30.70	28.17	
		平等割%	12.74	10.64	16.31	12.62	13.35	14.82	12.63	12.72	14.92	12.56	13.08	13.53	12.63	12.33	15.22	
		所得割	7.6/100	3.6/100	2.2/100	7.89/100	2.4/100	2.95/100	8.00/100	2.59/100	3.00/100	8.10/100	2.91/100	2.55/100	8.10/100	2.91/100	2.55/100	
税		資産割	4.9/100	2.6/100	3.1/100	2.9/100	-	-	1.45/100	-	-	-	-	-	-	-	-	
率	;	均等割(円)	29,900	8,200	9,900	29,900	8,200	9,900	29,600	8,600	9,900	29,600	8,900	9,100	29,600	8,900	9,100	
		平等割(円)	17,400	5,400	6,000	17,400	5,400	6,000	17,400	5,400	6,000	17,400	5,600	5,600	17,400	5,600	5,600	
賦課限		限度額(円)	540,000	190,000	160,000	580,000	190,000	160,000	610,000	190,000	160,000	630,000	190,000	170,000	630,000	190,000	170,000	
度額		世帯数	750	1,113	326	659	537	438	589	605	432	537	726	270	537	702	269	
	7	軽減額(千円)	336,761	95,989	39,197	329,831	94,048	38,127	319,185	94,668	37,244	307,712	94,524	32,815	309,068	94,928	33,670	
	割軽減	世帯数	8,541	8,541	3,358	8,462	8,462	3,265	8,312	8,312	3,185	8,061	8,061	3,033	8,046	8,046	3,113	
		被保険者数	11,281	11,281	3,621	11,003	11,003	3,523	10,697	10,697	3,444	10,283	10,283	3,285	10,358	10,358	3,370	
	5	軽減額(千円)	154,596	43,699	14,711	153,889	43,496	14,189	143,790	42,456	13,554	146,999	44,953	12,380	140,230	42,895	11,461	
	割軽減	世帯数	4,521	4,521	1,673	4,517	4,517	1,611	4,352	4,352	1,533	4,525	4,525	1,537	4,394	4,394	1,420	
軽減		被保険者数	7,929	7,929	1,958	7,898	7,898	1,890	7,398	7,398	1,809	7,524	7,524	1,775	7,141	7,141	1,645	
状況	2	軽減額(千円)	49,807	14,072	4,692	46,103	13,032	4,302	44,372	13,098	4,101	44,894	13,725	3,863	42,976	13,141	3,525	
	割軽減	世帯数	3,613	3,613	1,298	3,427	3,427	1,209	3,343	3,343	1,167	3,394	3,394	1,171	3,280	3,280	1,084	
	""	被保険者数	6,419	6,419	1,583	5,909	5,909	1,440	5,737	5,737	1,364	5,779	5,779	1,402	5,510	5,510	1,270	
		軽減額 (千円)	541,164	153,760	58,600	529,823	150,576	56,618	507,347	150,222	54,899	499,605	153,202	49,058	492,274	150,964	48,656	
	計	世帯数	16,675	16,675	6,329	16,406	16,406	6,085	16,007	16,007	5,885	15,980	15,980	5,741	15,720	15,720	5,617	
		被保険者数	25,629	25,629	7,162	24,810	24,810	6,853	23,832	23,832	6,617	23,586	23,586	6,462	23,009	23,009	6,285	

(5)年度別保険税収納状況

(単位:円)

年度		区分	調定額	収納額	不納欠損額	未収入額	収納率
		現 年 度 分	3,378,069,671	3,169,758,818	244,692	208,066,161	93.83
	医 療	滞納繰越分	1,139,317,479	309,491,628	100,481,417	729,344,434	27.16
	7233	計	4,517,387,150	3,479,250,446	100,726,109	937,410,595	77.02
A T0		現 年 度 分	1,048,048,900	982,573,191	74,168	65,401,541	93.75
令和	支 援	滞納繰越分	590,966,282	159,046,920	44,988,737	386,930,625	26.91
	3-2	計	1,639,015,182	1,141,620,111	45,062,905	452,332,166	69.65
	^	現 年 度 分	424,865,529	400,206,576	7,540	24,651,413	94.20
	介 護	滞納繰越分	53,284,053	16,745,428	4,203,950	32,334,675	31.43
		計	478,149,582	416,952,004	4,211,490	56,986,088	87.20
	[준	現 年 度 分	3,299,095,506	3,132,251,233	396,543	166,447,730	94.94
	医 療	滞納繰越分	920,154,414	237,869,675	104,551,425	577,733,314	25.85
		計	4,219,249,920	3,370,120,908	104,947,968	744,181,044	79.87
	+	現 年 度 分	1,096,616,897	1,041,308,829	133,154	55,174,914	94.96
2	支 援	滞納繰越分	446,954,724	114,193,686	47,285,739	285,475,299	25.55
		計	1,543,571,621	1,155,502,515	47,418,893	340,650,213	74.86
	☆	現 年 度 分	369,983,197	351,255,862	64,222	18,663,113	94.94
	介 護	滞納繰越分	53,762,390	14,282,889	5,878,478	33,601,023	26.57
		計	423,745,587	365,538,751	5,942,700	52,264,136	86.26
	医	現 年 度 分	3,278,839,749	3,157,208,191	157,790	121,473,768	96.29
	療	滞納繰越分	731,763,603	182,607,889	93,980,825	455,174,889	24.95
		計	4,010,603,352	3,339,816,080	94,138,615	576,648,657	83.27
	±	現 年 度 分	1,090,623,102	1,050,129,315	53,110	40,440,677	96.29
3	支 援	滞納繰越分	336,636,747	83,921,496	39,477,817	213,237,434	24.93
		計	1,427,259,849	1,134,050,811	39,530,927	253,678,111	79.46
	☆	現 年 度 分	359,832,949	346,461,625	5,000	13,366,324	96.28
	介 護	滞納繰越分	50,202,303	12,653,092	6,229,701	31,319,510	25.20
		計	410,035,252	359,114,717	6,234,701	44,685,834	87.58

(6)年度別保険税調定額調書

(単位:円)

年度	区分	調定額	1人当たり調定額	1世帯当たり調定額
	医療	3,378,069,671	74,314	112,685
令和	支援	1,048,048,900	23,056	34,961
元	介護	424,865,529	30,999	35,706
	合計	4,850,984,100	106,716	161,818
	医療	3,299,095,506	74,505	111,845
2	支援	1,096,616,897	24,766	37,177
	介護	369,983,197	27,917	31,992
	合計	4,765,695,600	107,626	161,565
	医療	3,278,839,749	75,520	112,416
3	支援	1,090,623,102	25,120	37,392
3	介護	359,832,949	28,182	32,211
	合計	4,729,295,800	108,927	162,145

(7)納税組合に係る保険税納税奨励金の交付状況

1 . 納税奨励金の算定方法

・件数割奨励金 納期内納付 1件につき5円

・税割奨励金の算定率

(令和3年度)

納期内納付率	納付の	の 方 法			
#!ሳ#\/ የን#!ሳ!ሳ ጥ	取りまとめ納付	口座振替納付			
97.5%以上	1.25%	0.75%			
90%以上97.5%未満	1.00%	0.50%			
80%以上90%未満	0.50%	0.25%			

・納税義務者1人1税目につき年税額40万円(1納期10万円)を超える額は税割奨励金の計算対象外。

2 . 納税奨励金交付時期

(精算払い)

毎年4月から3月までの納付に対して 5月

3.年度別交付状況

(単位:円)

年度	納 税 当	受 励 金
中 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	納 付 税 額	金額
29	622,333,200	4,057,580
30	550,139,850	3,607,460
令和元	529,325,900	3,325,480
2	495,256,000	3,213,040
3	476,086,600	3,035,400

4 . 納税組合加入状況

年 度	組合数	加入世帯数	加入率	
28	397	3,345	10.34%	
29	388	3,151	10.17%	
30	384	2,941	9.77%	
令和元	379	2,796	9.49%	
2	370	2,635	9.04%	
3	365	2,484	8.69%	

5 . 納税組合取扱状況

(単位:%)

年 度区 分	29	30	令和元	2	3
調定額対比	11.76	11.22	11.07	10.35	9.86
収納額対比	12.68	11.89	11.63	10.95	10.45

(8)令和3年度保険税収入実績調書

(イ)一般被保険者国民健康保険税

(単位:円,%)

区分 年度	予算額	調定額	収納額	不納欠損額	未収入額	収納率	前年度 収納率
現年度課税医療分	2,611,663,000	3,278,730,561	3,157,099,003	157,790	121,473,768	96.29	94.94
滞納繰越医療分	198,711,000	731,534,618	182,378,904	93,980,825	455,174,889	24.93	25.78
現年度課税支援分	980,099,000	1,090,572,045	1,050,078,258	53,110	40,440,677	96.29	94.96
滞納繰越支援分	85,338,000	336,624,448	83,909,197	39,477,817	213,237,434	24.93	25.54
現年度課税介護分	303,855,000	359,803,349	346,432,025	5,000	13,366,324	96.28	94.94
滞納繰越介護分	17,314,000	50,022,026	12,472,815	6,229,701	31,319,510	24.93	25.63
合計	4,196,980,000	5,847,287,047	4,832,370,202	139,904,243	875,012,602	82.64	79.06

(口)退職被保険者等国民健康保険税

(単位:円,%)

区分 年度	予算額	調定額	収納額	不納欠損額	未収入額	収納率	前年度 収納率
現年度課税医療分	0	109,188	109,188	0	0	100.00	100.00
滞納繰越医療分	256,000	228,985	228,985	0	0	100.00	78.12
現年度課税支援分	0	51,057	51,057	0	0	100.00	100.00
滞納繰越支援分	16,000	12,299	12,299	0	0	100.00	78.10
現年度課税介護分	0	29,600	29,600	0	0	100.00	100.00
滞納繰越介護分	189,000	180,277	180,277	0	0	100.00	78.06
合計	461,000	611,406	611,406	0	0	100.00	82.58

(八)総額

区分年度	予算額	調定額	収納額	不納欠損額	未収入額	収納率	前年度 収納率
現年度課税医療分	現年度課税医療分 2,611,663,000		3,157,208,191	157,790	121,473,768	96.29	94.94
滞納繰越医療分	198,967,000	731,763,603	182,607,889	93,980,825	455,174,889	24.95	25.85
現年度課税支援分	980,099,000	1,090,623,102	1,050,129,315	53,110	40,440,677	96.29	94.96
滞納繰越支援分	85,354,000	336,636,747	83,921,496	39,477,817	213,237,434	24.93	25.55
現年度課税介護分	303,855,000	359,832,949	346,461,625	5,000	13,366,324	96.28	94.94
滞納繰越介護分	17,503,000	50,202,303	12,653,092	6,229,701	31,319,510	25.20	26.57
合計	4,197,441,000	5,847,898,453	4,832,981,608	139,904,243	875,012,602	82.64	79.06

納入状況調べ (現年度分)

(単位:件,千円)

年度	納税組合		口座振替		自主納付		特別	引徴収
十反	義務者数	収納額	義務者数	収納額	義務者数	収納額	義務者数	収納額
29	861	136,913	12,729	2,314,383	11,902	1,930,014	5,483	527,874
29	2.78%	2.79%	41.09%	47.14%	38.43%	39.32%	17.70%	10.75%
30	780	109,621	12,364	2,159,753	11,456	1,851,860	5,517	504,663
30	2.59%	2.37%	41.05%	46.69%	38.04%	40.03%	18.32%	10.91%
令和元	689	97,544	12,103	2,133,954	11,191	1,824,732	5,483	496,309
국 사내기나	2.34%	2.14%	41.07%	46.87%	37.98%	40.09%	18.61%	10.90%
2	561	74,263	12,342	2,153,162	10,615	1,797,178	5,645	500,213
2	1.92%	1.64%	42.32%	47.59%	36.40%	39.72%	19.36%	11.05%
3	455	68,528	12,610	2,175,254	9,970	1,818,642	5,552	491,375
3	1.59%	1.50%	44.11%	47.77%	34.88%	39.94%	19.42%	10.79%

差押状況調べ

(単<u>位:件,円)</u>

						(辛位·什,门 <i>)</i>	
年度	不	動産	預貯金・	動産・債権	計		
十反	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
29	54	55,119,692	923	427,368,887	977	482,488,579	
30	54	56,602,591	1,129	430,449,880	1,183	487,052,471	
令和元	66	32,600,442	1,174	498,734,924	1,240	531,335,366	
2	51	32,126,317	746	232,511,354	797	264,637,671	
3	34	11,002,535	1,177	437,485,154	1,211	448,487,689	

滞納世帯数及び被保険者資格証明書・短期被保険者証交付世帯数調べ

(各年6月1日現在)

年	滞納世帯数	資格証明書	短期被保険者証	
29	4,094	730	1,569	
30	3,346	656	1,002	
令和元	3,044	477	805	
2	2,348	323	642	
3	2,042	262	517	

保 険 財 政

(1)令和4年度国民健康保険特別会計当初予算

歳入 (単位:千円)

成义人		科目	本年度予算額	前年度予算額	比較
		医療給付費分	2,664,548	2,611,663	52,885
		現年課税分 医療給付費分			
	— 般	滞納繰越分	163,631	198,711	35,080
	被	介護納付金分 現年課税分	378,883	303,855	75,028
	保 険	介護納付金分 滞納繰越分	13,712	17,314	3,602
	者	後期高齢者支援金分 現年課税分	984,366	980,099	4,267
<i>I</i> =		後期高齢者支援金分 滞納繰越分	65,752	85,338	19,586
保険		医療給付費分 現年課税分	0	0	0
税	退	医療給付費分 滞納繰越分	38	256	218
	職被	介護納付金分 現年課税分	0	0	0
	職被保険者等	介護納付金分 滞納繰越分	31	189	158
		後期高齢者支援金分 現年課税分	0	0	0
		後期高齢者支援金分 滞納繰越分	1	16	15
		小計	4,270,962	4,197,441	73,521
	使	使用料及び手数料		1,460	58
県	1	保険給付費等交付金 15,619,932		15,957,424	337,492
県支出金	1	建康増進事業補助金	1,107	1,107	0
金		小計	15,621,039	15,958,531	337,492
		財産収入	13	10	3
		基金繰入金	0	118,667	118,667
	_	一般会計繰入金 1,5		1,613,087	20,020
		繰越金	0	0	0
		諸収入 109,5		115,804	6,287
		歳入合計	21,596,000	22,005,000	409,000

歳出 (単位:千円)

	科目	本年度予算額	前年度予算額	比較
	総務費	317,295	324,378	7,083
	一般被保険者療養給付費	13,292,534	13,468,372	175,838
	一般被保険者療養費	105,035	128,387	23,352
	退職被保険者等療養給付費	1	1	0
	退職被保険者等療養費	1	1	0
	審査支払手数料	46,500	44,500	2,000
	一般被保険者高額療養費	1,984,662	2,024,731	40,069
促	退職被保険者等高額療養費	1	1	0
保険給	一般被保険者高額介護合算療養費	2,500	2,500	0
一村費	退職被保険者等高額介護合算療養費	1	1	0
具	高額療養資金貸付	4,000	5,000	1,000
	外来年間合算高額療養費	5,000	5,000	0
	移送費	101	101	0
	出産育児一時金	54,640	63,040	8,400
	葬祭費	14,000	15,000	1,000
	傷病手当金等	0	0	0
	小計	15,508,976	15,756,635	247,659
	基金積立金	50,013	50,010	3
	諸支出金	28,993	30,255	1,262
	共同事業拠出金	5	5	0
	保健事業費	199,320	192,150	7,170
	国民健康保険事業費納付金	5,461,398	5,621,567	160,169
	予備費	30,000	30,000	0
	歳出合計	21,596,000	22,005,000	409,000

(2)令和3年度国民健康保険特別会計決算

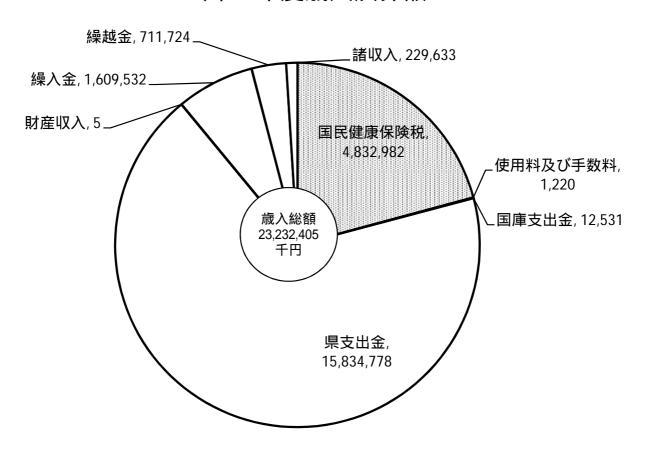
歳入 (単位:千円)

		科目	予算現額	決算額	比較
		医療給付費分 現年課税分	2,611,663	3,157,100	545,437
	_	医療給付費分滞納繰越分	198,711	182,379	16,332
	般 被	介護納付金分 現年課税分	303,855	346,432	42,577
	保険	介護納付金分 滞納繰越分	17,314	12,473	4,841
	者	後期高齢者支援金分 現年課税分	980,099	1,050,078	69,979
/ ₽		後期高齢者支援金分 滞納繰越分	85,338	83,909	1,429
保険税		医療給付費分 現年課税分	0	109	109
忧	退	医療給付費分 滞納繰越分	256	229	27
	職被	介護納付金分 現年課税分	0	30	30
	被保険者等	介護納付金分 滞納繰越分	189	180	9
	省 等	後期高齢者支援金分 現年課税分	0	51	51
		後期高齢者支援金分 滞納繰越分	16	12	4
		小計	4,197,441	4,832,982	635,541
	使月	用料及び手数料	1,460	1,220	240
国庫	災害臨時特例補助金		0	12,531	12,531
庫支出金	制度関	『係業務準備事業費補助金	0	0	0
金		小計	0	12,531	12,531
県	1:	呆険給付費等交付金	15,957,424	15,833,790	123,634
県 支 出		その他県補助金 1,107 9		988	119
金	金 小計		15,958,531	15,834,778	123,753
		財産収入	10	5	5
	基金繰入金		118,667	0	118,667
	一般会計繰入金		1,611,000	1,609,532	1,468
		繰越金	362,717	711,724	349,007
		諸収入	161,504	229,633	68,129
		歳入合計	22,411,330	23,232,405	821,075

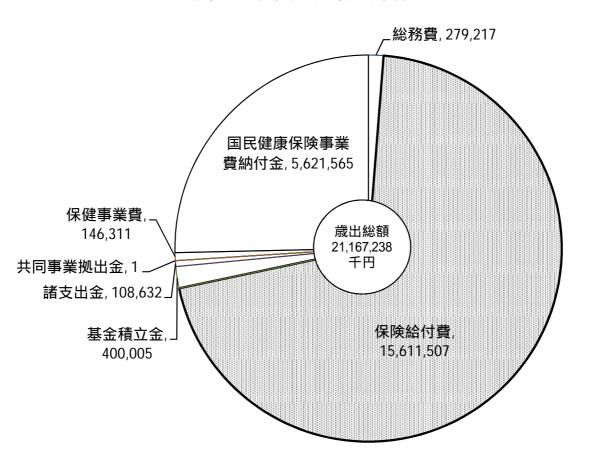
歳出 (単位:千円)

	科目	予算現額	決算額	比較
	総務費	322,291	279,217	43,074
	一般被保険者療養給付費	13,467,111	13,394,624	72,487
	一般被保険者療養費	128,387	110,351	18,036
	退職被保険者等療養給付費	37	37	0
	退職被保険者等療養費	1	0	1
	審査支払手数料	45,381	45,380	1
	一般被保険者高額療養費	2,022,600	2,000,016	22,584
保	退職被保険者等高額療養費	1	0	1
険給	一般被保険者高額介護合算療養費	2,500	2,180	320
一村費	退職被保険者等高額介護合算療養費	1	0	1
具	高額療養資金貸付	5,000	646	4,354
	外来年間合算高額療養費	7,131	7,130	1
	移送費	101	87	14
	出産育児一時金	63,040	38,162	24,878
	葬祭費	15,000	12,550	2,450
	傷病手当金等	344	344	0
	小計	15,756,635	15,611,507	145,128
	基金積立金	400,010	400,005	5
	諸支出金	111,835	108,632	3,203
	共同事業拠出金	5	1	4
	保健事業費	192,150	146,311	45,839
	国民健康保険事業費納付金	5,621,567	5,621,565	2
	予備費	6,837	0	6,837
	歳出合計	22,411,330	22,167,238	244,092

令和3年度歳入決算額



令和3年度歳出決算額



(3)国保特別会計年度別決算状況

決算状況の推移 (単位:千円、%)

决算 状况 0 推移								(羊世・	十円、%)	
科目	平成29年度	前年度比	平成30年度	前年度比	令和元年度	前年度比	令和2年度	前年度比	令和3年度	前年度比
国民健康保険税	5,412,097	2.7	5,108,583	5.6	5,037,823	1.4	4,891,162	2.9	4,832,982	1.2
使用料及び手数料	1,737	0.1	1,708	1.7	1,716	0.5	1,435	16.4	1,220	15.0
国庫支出金	4,789,161	8.2	65	100.0	2,018	3,004.6	81,218	3,924.7	12,531	84.6
県支出金	1,132,795	8.8	16,248,622	1,334.4	15,876,224	2.3	14,768,021	7.0	15,834,778	7.2
財産収入	6	40.0	5	16.7	3	40.0	5	66.7	5	0.0
繰入金	1,955,298	4.2	1,766,319	9.7	1,727,710	2.2	1,632,766	5.5	1,609,532	1.4
繰越金	0	-	0	-	119,166	皆増	257,273	115.9	711,724	176.6
諸収入	114,141	21.5	150,484	31.8	214,525	42.6	213,536	0.5	229,633	7.5
共同事業交付金	5,517,402	5.1	0	皆減	0	-	0	-	0	-
療養給付費交付金	426,119	19.5	22,607	94.7	0	皆減	0	-	0	-
前期高齢者交付金	8,167,413	7.9	0	皆減	0	-	0	-	0	-
歳入合計	27,516,169	2.2	23,298,393	15.3	22,979,185	1.4	21,845,416	4.9	23,232,405	6.3
総務費	283,597	6.5	281,186	0.9	291,454	3.7	289,428	0.7	279,217	3.5
保険給付費	16,444,801	3.0	15,975,817	2.9	15,724,387	1.6	14,561,535	7.4	15,611,507	7.2
基金積立金	6	40.0	5	16.7	100,003	1,999,960.0	130,005	30.0	400,005	207.7
諸支出金	171,257	59.1	284,554	66.2	60,682	78.7	127,831	110.7	108,632	15.0
老人保健拠出金	59	36.6	0	皆減	0	-	0	-	0	-
共同事業拠出金	5,590,638	6.5	4	100.0	4	0.0	4	0.0	1	75.0
保健事業費	163,925	1.2	167,228	2.0	152,244	9.0	130,605	14.2	146,311	12.0
介護納付金	909,432	2.2	0	皆減	0	-	0	-	0	-
繰上充用金	1,784,766	32.9	608,886	65.9	0	皆減	0	-	0	-
後期高齢者支援金等	2,766,319	4.4	0	皆減	0	-	0	-	0	-
前期高齢者納付金等	10,255	390.9	0	皆減	0	-	0	-	0	-
国民健康保険事業費納付金	0	-	5,861,547	皆増	6,393,138	9.1	5,894,284	7.8	5,621,565	4.6
歳出合計	28,125,055	6.0	23,179,227	17.6	22,721,912	2.0	21,133,692	7.0	22,167,238	4.9
差引	608,886		119,166		257,273		711,724		1,065,167	

事業年報

福井県	名	県	牙	道	都
福井市	名	者	険	ß	保
18 — 042	番号	呆 険 者	県・	道府県	都

事業開始年月日 昭和29年4月1日

																		L		昭	和29年	F4月1日
	と状況	/ / / 出	産	有 児	葬			祭	傷	病	i f	: 当	T H	H B	ェ 手	当 一	その		他			
そ 保		付付		円				円				P		7-		円	<u> </u>		円			
		8	999, 999, 9	999, 999	1		t	50, 000) 9	99, 9	999, 9	99, 99	9			0			0			
						+ 年	椊	士 珀	# F		_	TH		· /	= 4	1 \	1 / ±		ы \ Т			TH /
						本 年	及	不 况		(未	再就	掲 学) 児	前	再 推期 高	が 齢者	(再		掲) 上 一 般	70歳」	再 以上現役	掲) 並み所得者
世		帯			数				587					_				_				
被保健退	職被	保	険	者	数等			42,	231				845			21, 380			12, 709			849
被保険者数	般	被	 保	 険	者			42,	231				845			21, 380			12, 709			849
	,,,,																•					
						年	度	平	均「	(再	掲)	(再排	i)	(再	: ;	掲)	(再	掲)
		444-			No.	<u>'</u>			_	<u>未</u>	就	学	児	前		齢者			上一般	70歳」		並み所得者
被総		帯			数数				167 417				813	_		21, 952			12, 875			841
被保険者数	職被	保	険	者	等			10,	0				0	_					12, 070			
者 数 一	般	被	保	険	者			43,	417				813			21, 952			12, 875			841
						本 年	庄	末 珇	在	年	度	平	均	1						年		平均
介護	保 険 第	2 号	被保	険 者	数	* +	尺		348	T	尺		, 768		標準	負 担	額の消	咸智	頂 状 況	_	尺	1, 371
介護	保 険	第 2	号 世	t 帯	数			10,	846			11	, 171							•		
						本 年	度	末現	在	年	度	平	均							本	年	度中
特	定	世	帯		数			2,	701			2	, 495		世帯の	継 続 村 内 転	性 を 認 。	め た 合 を	世帯数	(84
特	定継	続	世	帯	数				580				481									
		1								_												
	本年度中増	転	入	(再掲)	他駒ら	の転入	社	保育	雅脱	生	保	廃」	E H	l I	生	後期高	齢者離脱	そ	Ø	他		計
被保険			977	7		681			5, 990			1	25		100		7			561		7, 760
増減内割	沢	転	出	(再掲)	他県へ	の転出	社	保力	11 入	生	保	開頻	台 死		亡	後期高	齢者加入	そ	の	他		計
	本年度中減		1, 028	3		630			4, 758			2	22		296		2, 278			466		9, 048
									.,	<u> </u>												-,
	度末現			任	_			任			計			- 47	負担割	会 范	法 定	割	合そ		D	他
事 務	職員	数		31				()			3	1 _	чн	A 15 D	Ц			1			0
備																						
考																s toe :	. I		_			
															作品	者氏	: 名					印

国民健康保険事業状況報告書(事業年報) B表(1)(市町村)

(令和 3 年度)

○ 経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

-					
	都	道	府 県	、 名	福井県
	保	険	者	名	福井市
	都道	府 県	保険者	音番 号	18 — 042

[1] 収入	状況及び支出状	況			都追肘	県・保険者番	号 18	- 042
Ą			入		支	ζ		出
科 目	収 入	額 (再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲) 介護分	科		支 出 額	(再揭)後期高齢者 支援金等分	(再掲) 介護分
保 一层 走 纵 从 兼 八	2 220 477 (円 円	円	60.	7b #4	円 070 017 047	円	円
医療給付費分後期高齢者支援金分	3, 339, 477, 9 1, 133, 987, 4			総	務費給付費	279, 217, 047 13, 394, 623, 761		
	358, 904, 8		358, 904, 840	保一排		110, 350, 846		
険 分保 <u>一般被保険者分計</u>	4, 832, 370, 2		358, 904, 840	般力		13, 504, 974, 607		
険退 <u>医療給付費分</u>	338, 1				高額療養費	2, 007, 145, 881		
料 者職後期高齢者支援金分等被介護納付金分	63, 3 209, 8		209, 877	同	類介護合算療養費 多 送 費	2, 180, 493 87, 250		
分保 退職被保険者等分計	611. 4		209, 877	" I	多 <u>区 賃</u> 出産育児諸費	38, 144, 000		
TATE TO THE TATE OF THE TATE	4, 832, 981, 6	508 1, 134, 050, 811	359, 114, 717		華祭 諸 費	12, 550, 000		
国庫支出金	12, 531, 0			者言	育 児 諸 費	0		
如 保険給け費等交付金借通交付金	15, 562, 310, 9	063		給 分	その他 他	343, 588 15, 565, 425, 819		
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	98, 950, 0			給 万 - 春	-般被保険者分計 養給付費	36, 827		
道等 険 特別調整交付金分	57, 721, 0			療	養費	00,027		
府 _{交付給} 都斯県外金(2号分) 特定健康診査	80, 902, 4			険退 <u>小</u>	1	36, 827		
果付	33, 906, 0			付等被高		0		
を 全 全 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 の 会 の の の の の の の の の の の の の	271, 479, 4			分保局	額介護合算療養費	0		
出 財政安定化基金交付金	000.0	0			ア 退職被保険者等分計	36, 827		
を 金 計	988, (15, 834, 778, 3				支払手数料	45, 398, 478		
連合会支出金	10, 034, 770, 3	0		費	計	15, 610, 861, 124		
保険基盤安定(保険税軽減分)	721, 970, 1	20 157, 622, 100	50, 394, 470	+				
般 保険基盤安定(保険者支援分)	422, 642, 8	97, 275, 098	29, 807, 990	日 医	一般被保険者分	3, 773, 330, 341		
会職員給与費等	254, 101, 3			健 分科 人	退職被保険者等分	0 770 000 044		
計出産育児一時金等	25, 149, 3			保 —	医療給付費分計	3, 773, 330, 341	1 000 000 010	
繰 財政安定化支援事業	68, 982, 8	370		険 表紙	一般被保険者分	1, 336, 990, 218	1, 336, 990, 218	
入そ の 他	116, 685, 1	61		業等業	退職被保険者等分 ※期高齢者支援金等分計	0	1 000 000 010	
金計	1, 609, 531, 7	719 254, 897, 198	80, 202, 460	<u> </u>		1, 336, 990, 218	1, 336, 990, 218	F11 044 070
直診勘定繰入金		0		付金 選	納付金分	511, 244, 873 5, 621, 565, 432	1 220 000 210	511, 244, 873
その他の収入	230, 858, 3	324			計	0, 021, 000, 432	1, 336, 990, 218	511, 244, 873
					建事業費	43, 192, 791		
				健 特定領	建康診査等事業費	103, 118, 370		
				事業健康管	理センター事業費	0		
				費	計	146, 311, 161		
				保険給付	費等交付金償還金	58, 377, 029		
					加定 繰 出 金	307, 000		
小計(単年度収入) A	22, 520, 681, 0	1, 388, 948, 009	439, 317, 177		他の支出	50, 594, 500 21, 767, 233, 293	1, 336, 990, 218	511, 244, 873
小司 (半十及収八) A	22, 320, 001, 0	1, 500, 540, 605	403, 017, 177	単年度収		753, 447, 737	51, 957, 791	-71, 927, 696
基金繰入金C		0		基金	積 立 金 F	400, 004, 973		
操 越 金D	711, 724, 1				<u>惧 ユ ェ Γ</u> 彙上充用金 G	400, 004, 973		
市町村債E		0		公	債 費 H	0		
うち財政安定化基金貸付金	00 000 405 4	0			女安定化基金償還金	00 167 000 066		
収入合計 (A+C+D+E)	23, 232, 405, 1	80			+ (B+F+G+H) 差 引 残	22, 167, 238, 266		
					差 引 残計一支出合計)	1, 065, 166, 919		
				うち次生	年度への繰越金 I	1, 065, 166, 919		

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

NK 17		14 (1 PH .	7.000										
基	金保有	〔額	(前	年 度	末)	Κ	248, 672, 800	市	町	村	債	残	高	0
基	金	ŕ	喿	入	金	С	0	う	ち財	政安定任	と基 金	貸付	金残高	0
基	金	£	責	立	金	F	400, 004, 973							
収	支差引	残のう	うち	基金積	立金	J	0							
そ	の	他	増	加	額	Г	0							
そ	の	他	減	少	額	Μ	0							
基	金保有額	(F	ζ – C	+F+I	+ L -	M)	648, 677, 773							

うち基金積立金J

[3] 資産・負債等の状況 (年度末現在)

	資			産				負	債	及	び	純	資	産	
科		目			金	額		科			目		金	額	
						円									円
基金	保	有	額 a		648	, 677, 773	繰」	: 充用	金 (当	年度	赤字額) е			0
次 年 度	へ の 船	巣 越	金 b		1, 065	, 166, 919	市	町	村	債	残	高 f			0
貸付	金		等 c			0	5	ち財	政安定	化基金	金貸付金	残高			0
その	他 の	資	産 d			0	そ	の	他	の	負	責 g			0
資 産 合 計	(a +	b + c	+ d))	1, 713	, 844, 692	負	債 合	計	(е	+ f +	g)			0
		·			,		純貧	資産(資産	合 計 -	- 負 債 台	(信 :	1, 7	13, 844,	692

備		
考		
	作 成 者 氏 名	

様式14(市町村)(つづき)

国民健康保険事業状況報告書(事業年報) B表(1)(続)(市町村)

(令和 3 年度)

○ 経理状況

都	道	府 県	名	福井県
保	険	者	名	福井市
都道	府県	保険者	番号	18 — 042

2. 保険料(税)収納状況(一般被保険者分)

		調	定	額	収	納	額	還付未済額	(別掲)	不	納	欠 損	額	未	収	額	居所不明者分調定額
保				円			円		円				円			円	円
険税	現 年 分	4	4, 729, 1	105, 955	4	, 553, 6	09, 286		0	İ		215	, 900		175, 28	80, 769	0
火忱	滞納繰越分		1, 118, 1	181, 092		278, 7	60, 916		0		13	9, 688	, 343		699, 73	31, 833	0
料	計		5. 847. 2	287. 047	4	. 832. 3	70. 202		0		13	9. 904	. 243		875. 01	2.602	0

3. 保険給付等支払状況

			支払義務額	支 払 済 額	徴収金等	戻 入 未 済 額	未 払 額
(保			円	円	円	円	円
	療養給付費	計	13, 321, 282, 133	13, 394, 623, 761	27, 330, 146	46, 011, 482	0
般険		現年度分(再掲)	13, 321, 282, 133	13, 394, 623, 761	27, 330, 146	46, 011, 482	0
被	療養費	計	110, 258, 410	110, 350, 846	83, 802	8, 634	0
保給	原 食 貝	現年度分(再掲)	110, 258, 410	110, 350, 846	83, 802	8, 634	0
険	高 額	療 養 費	2, 006, 977, 049	2, 007, 120, 845	92, 126	76, 880	25, 210
者付	高額介護	合算療養費	2, 180, 493	2, 180, 493	0	0	0
分	移	送 費	87, 250	87, 250	0	0	0
ン 費	その他の	保険給付費	51, 037, 588	51, 037, 588	0	0	0

4. 市町村標準保険料(税)率

医	療	給	付	費 分
所得害	削	資産割	均等割	平等割
	%	%	円	円
	6. 52	0. 00	27, 191	19, 018

後	期	高 齢	才	す 支	援	金	分
	所得割	資産割		均等	割	平等割	
	%		%		円		円
	2. 47		0.00		10, 111		7, 072

介	護	納	付	金 分
	所得割	資産割	均等割	平等割
	%	%	円	円
	2. 62	0.00	13, 723	6, 802

5. 備考

		収	納	率		
現	年	分	滞納繰越分	計		
		%	%	%		
	96.	29	24. 93	82. 64		
備						
老						
,						
					作成者氏名	印

様式14-2 国民健康保険事業状況報告書(事業年報) B表(2)

(令和 3 年度)

福井県	名	県	J	道	都
福井市	名	者	矣	隱	保
18 — 042	番号	呆険 者	具・	道府県	都

4. 保険料(税) (医療給付費分) 賦課徴収状況(一般被保険者分)

14			_	14-		(:	1)		(2)		
均一	田田	· 鋰	1	均別	均	_	賦	課	不均一賦課[0]
	MIL	W/K	v	73'1				1			0

保保	険 料険 税	の別	(1) 料	0	(2) 税	· 保 賦		税)	1	1) 方式 0	(2 3 力		(3) 2 方式 C	+						保険		ź) 数	日 8
保質	è料 (定	税) 額	保険軽	料 減	(税) 額		害 等 (免		る類	そ の 載	他 免	の額	賦課超	l 限 度 え る	額を額	符 1 増	号 · 2 減	増	減	額	保剛調	食料 定	(税)額
		千円			千	9		千	·円			千円			千円					千円			千円
	4,	105, 566			518, 8	93		7, 6	643			3, 601		3	68, 918	1	0			72, 220		3,	278, 731
		保	: 険料	. (税)	算	定額	内部	R						料	(税)	:	率		
所	得	割	資	産	割	均	等	割	平	等	割	所	得	割	資	産	割	均	等	割	平	等	割
		千円			千円			千円			千円	9		%			%			円			円
	2, 3	48, 973			0		1, 27	6, 793		4	79, 80	00											
	57	. 21 %		0.	00 %		31.	10 %		11	. 69 ^c	%		8. 10	0		0.00			29, 600			17, 400
課	税				額	課租世		りがある。	験料 経減 世	(税)		害等に 免 世 精		そ の 減免 †		賦調	果限度額 える世初	領を	課税	対 象 食者数	賦	課限	度額
所	得	割て田	資	産	割工用	IE.	111 %	+1	E 1/9A E-	111 300	1/90	76 25	J 9X	1/5/4 / 1	E 111 8X	. /@/	C.97 E.1	11 80	DX DV B	人 日 纵	-		イ 田
	20 5	千円			千円		00 5	_		10 547	,		170		,	,,		EEO		44.000			千円
	29, 5	04, 529			0		29, 5			16, 547			172			31		558		44, 068	5		630
所算	得害定差	の。一般	① 課 (基	税 総 礎	所 得 控	k 金 額 除)		課 税 各 利	総 所 重 控	得 金 除	額	③ 市 所	町 村得	ト 民 移 割	もの額	④ 市	町村	民税	額 等	5	そ	の	他
升	Æ 垄	: WE					1				0				0				0				0
資算	産害定差	の。一般	1	固	定	資	崔 税	額	等	2 ±	固地	定 家 屋	資産	税るき	の 部 分	う の 額)	そ		の		他
71'	ΛL Æ	2 H/C							0							()						0

備考		
	作成者氏名	 印

様式14-3 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(3)

(令和 3 年度)

福井県	名	県	府	道	都
福井市	名	者		険	保
18 — 042	番号	険 者	· 保	府 県	都 道

5. 保険料(税) (後期高齢者支援金分) 賦課徴収状況 (一般被保険者分)

14-			~			(]	L)		(2)		
习	三賦	課	不の	均別	均	_	賦	課	不均一賦課[0]
	HIL	II/K	v	73/3				1			0

保保	険 料険 税	の別	(1) 料	(2 税		保険賦	料 (稅 課 方		(1) 4 方:	l	(2) 方式 1	(3) 2方	- 1	(4) その他 (1 0			_		保険	料(f 又 回		日 8
保質	食料 定	(税)額	保険料軽	料 (税 減	額	災割減	評等に 免	よる 額	そ減	の免	他 の 額	賦超	課 [] え	限度額 る	i を 額	符 1 増・	号 2 減	増	減	額	保調	食料 定	(税)額
		千円		-	千円			千円			千円]		-	千円					千円			千円
	1,	382, 202			, 136			2, 585			1, 17	0			, 617	1	0			23, 878		1,	090, 572
		保		(税)	算 定								料		(税)		率		
所	得	割	資 酉	奎 害	•	均		<u> </u>	Z. 气		割月	f ?	得	割	資	産	割	均	等	割	平	等	割
		千円		千	円		千			Ŧ	·H			%			%			円			円
	3	343, 884			0		383,	900		154,	418												
	61	. 06 %		0.00	%		27. 77	%		11. 17	1 %			2. 91			0. 00)		8, 900			5, 600
課所	税 得	割		額	_ '	課 税 世		保険 軽減	料(税) ;	災害等/減免世	こよる帯数		の 他 発 世 ²	りの帯数	賦課超え	限度を	質を 帯数	課 税 被保 [対 象 食者数	賦	課限	度額
121	14	千円		<u></u> 千	_					+						+					1		千円
	29, 5	04, 529			0		29, 554		16,	547		17	4		7	9		737		44, 068	3		190
所算	得書定	削の装礎	① 課 秒 (基	说総所 礎 哲	得多	金額:)	② 課 (各	税 総	所 得 控 隊	金額	③ 所	† 町 得			の額	④ 市	町村	民税	額 等	5	そ	Ø	他
升	AE Z	上 1年				1				0					0				0				0
資算	産ま	列 の	1	固定	資	産	税	額		② 固 土 地	定 家 B	資産に	産係	税 Ø る 部		う の 額	3		そ		の		他
71°	ΛL Δ	n WE		, i			, in the second		0							0							0

備考		
	作成者氏名	印

様式14-4 国民健康保険事業状況報告書(事業年報) B表(4)

(令和 3 年度)

福井県	名	牙 県	道	都
福井市	名	者	険	保
18 — 042	番号	保険者	府 県	都 道

6. 保険料(税) (介護納付金分) 賦課徴収状況 (介護保険第2号被保険者分)

16	_	14		(]	L)		(2)		
均一· 一賦課	不の	均別	均	_	賦	課	不均一賦課[0]
知 环	0)	71/1				1			0

保保	険 料	の別	(1) 料 0	(2) 税	保険 賦) 式 4	(1) 方式 0	(2) 3 方式 1	(3) 2 方式	(4) こ その作	也 0			_		保険	料 (税 又 回	i.) 数	日 8
保算) 定	(税)額	保険料軽が	· (税) 咸 額	災割減	害等に 免	よる 額	そ の 減 :	他 <i>0</i> 免	賦 超	果限度 を え る	額を額	符 1 増・	号 2 減	増	減	額	保険調	è 料 (定	(税) 額
		千円		千日	9		千円		千	9		千円					千円			千円
		451, 718		51, 0	72		1, 380		2	64	5	3, 179	1	0			14, 010		;	359, 833
		保	: 険 料	(税)	算 定	額内	訳			•	米	斗	(1	锐)		率		
所	得	割	資 産	割	均	等 書	平	等	割	折 得	割	資	産	割	均	等	割	平	等	割
		千円		千円		千			千円		%			%			円			円
	2	276, 498		0		113, 8	379		61, 341											l
	61	. 21 %		0.00 %		25. 21	%	13.	58 %		2. 55			0.00			9, 100			5, 600
課所	税 得	割	象 資 産	額 割	課 税 世 背	対 象 数	保険料 軽減世		災害等 減免世	による t 帯 数	そ の 減免世	他 の :帯数		限度額 る世帯		課 税被保险	対 象 食者数	賦	課限	度額
		千円		千円																千円
	11, 2	214, 698		0		11, 400		5, 929		69		1	3		280		13, 072	:		170
所算	得差	削の基礎	① 課 税 (基	総 所 得 礎 控	金額 除)	② 課 (各	税総所種招	得金智 2 除)	額 ③ 所	市町有得	村 民 税割	の額	④ 市	町村」	民税	額等	5	そ	の	他
#	~L &	es We	·		1		•		0			0				0				0
資算	産き定	削の機	① 固	定	資 産	税	額等	② ±	固 定 地 家 🏽	資 戸 量 に 住	奎 税 系 る 部		う の 額	3		そ		の		他
	N_ /-		·					0					0							0

備考		
	作成者氏名	印

様式15 国民健康保険事業状況報告書(事業年報) C表(1)

(令和 3 年度)

都	道	存 県	名	福井県
保	険	者	名	福井市
都追	直府県・	保険者	番号	18 — 042

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

			件数	費用	額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
			件		円	円	円	円
療	養	の 給 付 等	656, 324	18, 080, 886	6, 251	13, 321, 238, 833	4, 403, 288, 992	356, 358, 426
	食	事療養・生活療養(再掲)	11, 324	331, 738	8, 717	180, 672, 204	146, 987, 733	4, 078, 780
療	食 :	事療養・生活療養	15			43, 300	-43, 300	0
1 1	4	診 療 費	327	5, 297	7, 207	3, 741, 950	1, 555, 257	0
	療	補 装 具	562	14, 497	7, 957	10, 824, 725	3, 673, 232	0
養		柔道整復師	14, 810	114, 207	7, 895	86, 312, 930	27, 894, 965	0
	養	アンマ・マッサージ	189	5, 045	5, 720	3, 686, 620	1, 359, 100	0
	食	ハリ・キュウ	926	7, 752	2, 340	5, 692, 185	2, 060, 155	0
費		そ の 他	0		0	0	0	0
	弗	小 計	16, 814	146, 801	1, 119	110, 258, 410	36, 542, 709	0
forfor	費	海外療養費(再掲)	11	769	9, 820	543, 635	226, 185	0
等	移	送 費	1	87	7, 250	87, 250	0	0
		計	673, 154	18, 227, 774	4, 620	13, 431, 627, 793	4, 439, 788, 401	356, 358, 426

(2) 前期高齢者分再掲

		件 数	費用	額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
		件		円	円	円	円
療	養 の 給 付 等	415, 086	11, 261, 8	66, 918	8, 552, 412, 896	2, 639, 957, 989	69, 496, 033
	食事療養・生活療養(再掲)	6, 724	177, 9	08, 764	91, 362, 314	86, 077, 110	469, 340
療	食事療養・生活療養	6			17, 550	-17, 550	0
養	療 養 費	10, 001	83, 9	50, 950	64, 065, 330	19, 885, 620	0
費	海外療養費(再掲)	0		0	0	0	0
等	移 送 費	0		0	0	0	0
	計	425, 093	11, 345, 8	17, 868	8, 616, 495, 776	2, 659, 826, 059	69, 496, 033

(3) 70歳以上一般分再掲

		件 数	費	用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
		件		円	円	円	円
療	養の給付等	260, 142		7, 164, 423, 067	5, 699, 457, 438	1, 437, 279, 234	27, 686, 395
	食事療養・生活療養(再掲)	4, 331		111, 310, 308	57, 079, 674	54, 004, 194	226, 440
療	食事療養・生活療養	2			6, 150	-6, 150	0
養	療養 費	6, 048		51, 822, 195	41, 456, 093	10, 366, 102	0
費	海外療養費(再掲)	0		0	0	0	0
等	移 送 費	0		0	0	0	0
	計	266, 192		7, 216, 245, 262	5, 740, 919, 681	1, 447, 639, 186	27, 686, 395

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件 数	費	用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
		件		円	円	円	円
势	寮養の給付等	16, 890		410, 644, 722	285, 753, 800	122, 896, 551	1, 994, 371
	食事療養・生活療養(再掲)	220		4, 430, 282	1, 329, 192	3, 081, 770	19, 320
先	京 食事療養・生活療養	0			0	0	0
ă	養療養費	464		3, 616, 843	2, 531, 746	1, 085, 097	0
3	海外療養費(再掲)	0		0	0	0	0
4	等 移 送 費	0		0	0	0	0
Г	計	17. 354		414, 261, 565	288, 285, 546	123, 981, 648	1, 994, 371

(5) 未就学児分再掲

				件	数	費	用	額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
					件			円	円	円	円
療	衤	きの 給	付 等		10, 863		140, 5	04, 576	111, 874, 596	667, 012	27, 962, 968
		食事療養	(再掲)		113		1, 0	52, 276	312, 756	46, 920	692, 600
療	食	事	療 養		0				0	0	0
養	療	養	費		28		6	37, 943	510, 352	127, 591	0
費		海外療養物	費(再掲)		1			8, 730	6, 984	1, 746	0
等	移	送	費		0			0	0	0	0
		計			10, 891		141, 1	42, 519	112, 384, 948	794, 603	27, 962, 968

備		
考		
	作成者氏名	印

様式15-2 国民健康保険事業状況報告書(事業年報) C表(2)

(令和 3 年度)

都	道	府	県	名	福井県
保	険	į	者	名	福井市
都追	前府県	• 保l	険者	番号	18 — 042

2. 高額療養費の状況

		合 算	5 分	単	ð!	±	分			
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入 院 分	その他	他法併用分	合 計	現物給付分 (再掲)
総数	件数	1, 473	13, 388	3, 912	2, 489	5, 955	5, 835	1, 915	34, 967	18, 211
松 奴	高額療養費 (円)	37, 650, 989	119, 504, 773	377, 107, 608	223, 717, 664	845, 707, 717	196, 909, 158	206, 379, 140	2, 006, 977, 049	1, 796, 899, 405
(再掲)前 期	件 数		13, 126	1, 515	804	4, 253	5, 131	1, 023	26, 676	
高齢者分	上上、知识	15, 659, 400	110, 314, 814	151, 394, 724	69, 581, 973	564, 630, 006	154, 706, 682	81, 535, 062	1, 147, 822, 661	
(再掲) 70歳以上	件 数		12, 770	288	393	2, 993	4, 834	752	22, 459	
一般 分		4, 244, 950	96, 016, 985	28, 584, 122	27, 563, 852	332, 682, 404	132, 334, 279	34, 076, 288	655, 502, 880	
(再掲) 70歳以上現役	件数		158	21	30	108	16	12	347	
並み所得者分		164, 720	5, 742, 753	2, 455, 722	5, 084, 525	21, 692, 153	678, 317	2, 150, 693	37, 968, 883	
(再掲)	件 数		0	0	0	2	0	8	10	
未就学児分	高額療養費 (円)	0	0	0	0	85, 887	0	2, 110, 161	2, 196, 048	
					長其	期高額特定疾	病該当者数		206 人	

3. 高額介護合算療養費の状況

件 数	(件)	65
給付額	(円)	2, 180, 493

4. その他の保険給付の状況

		出産育児給付	葬 祭 給 付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
Ī	件数(件)	91	251	8	0	0	350
Ī	給付額(円)	38, 144, 000	12, 550, 000	343, 588	0	0	51, 037, 588

備		
考		
	作成者氏名	印

様式15-3 国民健康保険事業状況報告書(事業年報) C表(3)

(令和 3 年度)

福井県	名	県	府	道	都
福井市	名	者		険	保
18 — 042	番号	以険者	• 伢	1 府 県	都追

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

				件	数	田		数	費	用	額
診					件			日			円
H2	入		院		11, 875		185,	466		6, 941,	019, 675
療	入	院	外		393, 003		594,	403		7, 039,	251, 883
	歯		科		73, 207		131,	394		1, 059,	287, 360
費	小		計		478, 085		911,	263		15, 039,	558, 918
調			剤		173, 350	(205,	529枚)		2, 438,	318, 486
食事	療養	 生活 	療養	(11, 324)	(498,	133回)		331,	738, 717
訪	問	看	護	·	4, 889		24,	736		271,	270, 130
合			計		656, 324		935,	999		18, 080,	886, 251

(2) 前期高齢者分再掲

				件	数	月	数	費	用	額
診					件		日			円
H2	入		院		7, 041		100, 526		4, 379,	689, 154
療	入	院	外		255, 772		380, 773		4, 473,	813, 450
	歯		科		42, 976		78, 643		635,	442, 600
費	小		計		305, 789		559, 942		9, 488,	945, 204
調			剤		108, 161	(125,029枚)		1, 516,	807, 660
食事	療養	・生活	寮養	(6, 724)	(264, 303 回)		177,	908, 764
訪	問	看	護		1, 136		7, 188		78,	205, 290
合			計		415, 086		567, 130		11, 261,	866, 918

(3) 70歳以上一般分再掲

				件	数	日	数	費	用	額
診					件		日			円
H2	入		院		4, 539		63, 420		2, 826,	979, 300
療	入	院	外		161, 691		243, 818		2, 835,	479, 339
	歯		科		25, 252		46, 736		377,	738, 920
費	小		羋		191, 482		353, 974		6, 040,	197, 559
調			剤		67, 939	(78, 853 枚)		964,	666, 980
	療養・	・生活		(4, 331)	(165, 118 回)		111,	310, 308
訪	問	看	護		721		4, 338		48,	248, 220
合			羋		260, 142		358, 312		7, 164,	423, 067

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

				件	数	月	数	費	用	額
診					件		日			円
H2	入		院		230		2, 508		164,	985, 900
療	入	院	外		10, 408		15, 364		156,	488, 300
-#	歯		科		1, 863		3, 422		28,	331, 720
費	小		羋		12, 501		21, 294		349,	805, 920
調			剤		4, 375	(5,002枚)		55,	249, 860
	療養	 生活 		(220)	(6, 456 回)		4,	430, 282
訪	問	看	護		14		118		1,	158, 660
合			羋		16, 890		21, 412		410,	644, 722

(5) 未就学児分再掲

				件	数	日	数	費	用	額
診					件		日			円
H2	入		院		155		924		46,	400, 470
療	入	院	外		6, 805		9, 767		69,	989, 790
	歯		科		928		1, 131		9,	169, 830
費	小		計		7, 888		11, 822		125,	560, 090
調			剤		2, 964	(3,908枚)		13,	055, 870
食	事	療	養	(113)	(1,612回)		1,	052, 276
訪	問	看	護	•	11		90			836, 340
合			計		10, 863		11, 912		140,	504, 576

備 作成者氏名 印

様式17(市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報) E表(1)(市町村)

退職者医療にかかる一般状況・経理状況 (令和 3 年度)

都	道	府	県	名	福井県
保	険		者	名	福井市
都道	府県	• 保	険者	番号	18 — 042

○ 一般状況

\sim	, -,	~ / /	<i>v</i> –																		
												本	年	度	末	現	在	(未	再就	掲学) 児
世			±	昔			数	単	独	世	帯						0				
IH.			î	ļī.			奴	混	合	世	帯						0				
								退	職被	保険	者						0				
退	職	被	保	険	者	等	数	被	扶	養	者						0				0
									Ī	H							0				0

												年	度	平	均	(未	再就	掲学) 児
世			±	片			数	単	独	世	帯				0				
IH.			î	ļī.			奴	混	合	世	帯				0				
								退	職被	保険	者				0				
退	職	被	保	険	者	等	数	被	扶	養	者				0				0
									Ē	 					0				0

○ 経理状況

1. 収入状況及び支出状況

	収	入				支			出		
科		収入	、額		科		目		支	出	額
			円	医							円
保険料(税) 医			338, 173		療養		付	費			36, 827
保険給付費等交付	†金(普通交付金)		36, 827	療	療	養		費			0
その他	の収入		231, 884	給	小			計			36, 827
合	計		606, 884	和口	高 額		養	費			0
				付	高額介	、護合第	療 養	費			0
				-1112	移	送		費			0
				費		計					36, 827
				国 (民健康 伊医療	R 険 事 業 給 付	費 納 付 費 分	金)			0
				そ	Ø	他の	支	出			0
				前	年 度	繰上	充 用	金			0
				合				計			36, 827

2. 保険料(税)収納状況

				調	定	額	収	納	額	還付未済額	(別掲)	不	納	欠	損	額	未	収	額	居所不明者分調定額
						円			円		円					円			田	円
現	年		分		18	39, 845		189,	845		0					0			0	0
滞	納繰	越	分		42	21, 561		421,	561		0					0			0	0
	計				61	1, 406		611,	406		0					0			0	0

3. 医療給付支払状況

	7 4 7 . 7 4 7 2					
		支払義務額	支 払 済 額	徴 収 金 等	戻 入 未 済 額	未 払 額
		円	円	円	円	円
療養給付費	計		36, 827	0	36, 827	0
	現年度分(再掲)	(36, 827	0	36, 827	0
療養費	計	(0	0	0	0
療養費	現年度分(再掲)	(0	0	0	0
高 額	療 養 費	-192	-192	0	0	0
高額介意	養 合 算 療 養 費	(0	0	0	0
移	送 費	(0	0	0	0

4. 備考

	Ц	納	率							
現	年 分	滞納繰越り	}	計						
	%	9	6	%						
	100.0	0 100.0	00	100.00						
備										
考										
							作成者氏	名	-	印

様式17-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報)E表(2)

(令和 3 年度)

都 道 府 県 名	福井県
保 険 者 名	福井市
都道府県・保険者番号	18 — 042

4. 保険料(税) (医療給付費分) 賦課徴収状況

17.			_			(:	1)		(2)		
均	賦	課	小 の	均別	均	_	賦	課	不均一賦課[0]
	ящ	ኲ	V)	73'3				1			0

保険	(科 (利	兑)	保険	段料 (锐)	災害	等に』	よる	その	他	0)	賦課限	度額	を	符	Ę	1.7	増	減	額	保隆	(料(税)
算	定	額	軽	減	額	減	免	額	減	免	額	超え	る	額	1増	· 2減		归	1/9%	帜	調	定	額
		千円			千円			千円			千円			千円						千円			千円
		0			0			0			0			0	1		0			109			109
保	· 険	料		(£	兑)	算	ĺ į	È i	額内	訴	1												
所	得	割	資	産	割	均	等	割	平	等	割												
		千円			千円			千円			千円												
		0			0			0			0				_								
		%			%			%			%		_										
		0.00			0.00			0.00			0. 00												
課	税	交	ţ	象	額	課利	总対象	R .	保険料(兇)	災	害等による)	その	他の	賦	課限度額	領を	誹	見税 対 釒	Ŕ		
所	得	割	資	産	割	世	带数	数	軽減世帯	数	海	成免世帯数		減免	世帯数	超	える世	詩数	被	保険者数	<u>t</u>		
		千円	·	·	千円				•			•		·									^
		0			0			0		0			0		(0		0			0		

備 考		
	作成者氏名	印

様式17-3 国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報)E表(3)

(令和 3 年度)

都 道 府 県 名	福井県
保 険 者 名	福井市
都道府県・保険者番号	18 — 042

5. 保険料(税) (後期高齢者支援金分) 賦課徴収状況

	W	(1)		(2)		
均一量調	不均果の別	均一	賦	課	不均一賦課[0]
知	木 ツ かり			1			0

保険	(科 (利	兑)	保険	(料 (锐)	災害	等に」	こ る	その	他	カ	賦課限	度額	を	符		号	増	減	額	保隆	食料 (税)
算	定	額	軽	減	額	減	免	額	減り		額	超え	る	額	1 増	· 2	咸	归	1/90	113	調	定	額
		千円			千円			千円		-	千円			千円						千円			千円
		0			0			0			0			0		1	0			51			51
保	· 険	料		(£	兑)	算	i j	È 1	額内	訳													
所	得	割	資	産	割	均	等	割	平	争	割												
		千円			千円			千円		-	千円												
		0			0			0			0				_								
		%			%			%			%		_										
		0.00			0.00			0.00		(0. 00												
課	税	交	ţ	象	額	課利	. 対	Ŗ .	保険料(移	<u>(</u>)	災	害等による)	その	他の	Į.	武課限度	ぼ額を	温	果税対1	象		
所	得	割	資	産	割	世	带数	ž	軽減世帯	数	海	免世帯数		減免	世帯数		超える世	計帯数	袓	皮保険者	数		
		千円	·		千円		·					•			•			·					
		0			0			0		0			0			0		(ו		0		

備		
考		
	作成者氏名	印

様式18 国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報)F表(1)

退職者医療にかかる医療給付状況

(令和 3 年度)

都	道	府	県	名	福井県
保	険	:	者	名	福井市
都道	府県	• 保	以 険者	番号	18 — 042

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	- /									
			件	数	費	用	額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
				件			円	円	円	円
療	養	の給付等		0			0	0	0	0
	食	事療養(再掲)		0			0	0	0	0
療	食	事 療 養		0				0	0	0
///	療	診 療 費		0			0	0	0	0
	///	補 装 具		0			0	0	0	0
養		柔道整復師		0			0	0	0	0
	養	アンマ・マッサージ		0			0	0	0	0
	食	ハリ・キュウ		0			0	0	0	0
費		その他		0			0	0	0	0
	#	小 計		0			0	0	0	0
h-h-		海外療養費(再掲)		0			0	0	0	0
等	移	送費		0			0	0	0	0
		計		0			0	0	0	0

(2) 未就学児分再掲

		件 数	費	用	額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
		件			円	円	円	円
療	養の給付等	0			0	0	0	0
	食事療養(再掲)	0			0	0	0	0
療	食 事 療 養	0				0	0	0
養	療 養 費	0			0	0	0	0
費	海外療養費(再掲)	0			0	0	0	0
等	移 送 費	0			0	0	0	0
	計	0			0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

	合 算 分 単					独	j	分				
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入	院分	そ	の他	他法併用分	合 計	現 物 給 付 分 (再 掲)
₩-	件 数	0	0	0	0		0		0	0	0	0
総数	高額療養 費 (円)	0	0	0	0		-192		0	0	-192	-192
(再掲)	件 数		0	0	0		0		0	0	0	
未就学児分	高額療養 費 (円)	0	0	0	0		0		0	0	0	
						期高額	頂特定疾	病該	当者数		0 人	

3. 高額介護合算療養費の状況

件	数	(件)	0
給付	額	(円)	0

備		
考		
	作成者氏名	EΠ

様式18-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書(退職者医療事業年報)F表(2)

退職者医療にかかる医療給付状況

(令和 3 年度)

都	道	府	県	名	福井県
保	険		者	名	福井市
都道	府県	• 保	険者	番号	18 — 042

4. 療養の給付等内訳

(1) 全体

			退	職	被	保	険	者	分			被	1	扶	養	者	î	分	
		件		数	日		数	費	用	額	件	数	(日		数	費	用	額
診				件			日			田			件			日			円
H>	入 院			0			0			0		C				0			0
療	入院外			0			0			0		C)			0			0
	歯 科			0			0			0		(0			0
質	小 計			0			0			0		(0			0
誹	剤			0	(0枚)			0		C		(0枚)			0
負		(0)	(0回)			0	(C)	(0回)			0
討	問看護		•	0			0			0		(•	0	•	·	0
台	計			0			0			0		(0			0

(2) 未就学児分再掲

			被	扶	養	者	分		
		件	数	日		数	費	用	額
診			件			日			円
	入院		0			0			0
療	入院外		0			0			0
	歯科		0			0			0
費	小 計	•	0			0			0
誹	剤		0	(0枚)			0
食			0)	(0回)			0
討	ī 問 看 護		0			0			0
台	計	-	0			0			0

備考		
	作成者氏名	印

関 係 条 例

福井市国民健康保険条例

昭和34年3月16日

条例第12号

第1章 総則

(根拠)

第1条 本市が行なう国民健康保険については、法令の定めがあるもののほか、この条例の定める ところによる。

(運営協議会委員の定数)

- 第2条 本市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 被保険者を代表する委員 4人
 - (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
 - (3) 公益を代表する委員 4人
 - (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、別に定める。

第2章 削除

第4条及び第4条の2 削除

第3章 保険給付

第5条 削除

(療養給付の期間)

第6条 療養の給付は、転帰に至るまでこれを行なうものとする。

(療養費の支給)

第7条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第54条に該当する もので、市長が必要と認めたものに対しては、療養の給付に代えて療養費を支給する。

(出産育児一時金の支給)

- 第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として408,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案して必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、408,000円に30,000円を超えない範囲内において市長が定める額を加算した額を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費の支給)

- 第9条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円 を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第4章 保健事業

第10条 削除

(保健に関する事業)

- 第11条 高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定による特定健康診査及び同法第24条 の規定による特定保健指導を行うほか、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行う。
- 2 被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。
 - (1) 診療所の設置
 - (2) その他被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

第5章 国民健康保険税

(国民健康保険税)

第12条 被保険者である世帯主及び被保険者でない世帯主であってその世帯に被保険者のある当該世帯主に対して、別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

第6章 雑則

第13条 削除

第14条 削除

(罰則)

- 第15条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し100,00円以下の過料を科する。
- 2 世帯主又は世帯主であった者が、正当な理由なしに法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し100,000円以下の過料を科する。
- 3 偽りその他不正の行為により国民健康保険税、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(過料の額)

第16条 前条の過料の額は、情状により市長が定める。

(その他)

第17条 この条例に規定するもののほか、必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年1月1日から適用する。
 - (福井市国民健康保険条例の廃止)
- 2 福井市国民健康保険条例(昭和32年福井市条例第24号)は、これを廃止する。 (美山町、越廼村及び清水町の編入に伴う経過措置)
- 3 美山町、越廼村及び清水町(以下「編入町村」という。)の編入(以下「編入」という。)の日の前日までに、美山町国民健康保険条例(昭和34年美山町条例第1号)、越廼村国民健康保険条例(昭和36年越廼村条例第4号)又は清水町国民健康保険条例(昭和34年清水町条例第6号)(以下「編入前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 編入の日の前日までに死亡した編入町村の国民健康保険の被保険者に係る葬祭費の支給については、この条例の規定にかかわらず、編入前の条例の例による。
- 5 編入の日の前日までにした編入前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、編入 前の条例の例による。
 - (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)
- 6 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与 (健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている 被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体が ベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関 に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 7 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 8 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)
- 9 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第7項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 10 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 11 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(中略)

附 則(令和2年6月12日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第6項から第11項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

附 則(令和3年6月24日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月16日条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者及び被保険者であった者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

昭和25年8月30日

条例第39号

第3章 目的税

第1節 国民健康保険税

(保険税の納税義務者)

- 第118条 国民健康保険の被保険者である世帯主(以下この節において「納税義務者」という。) に対し国民健康保険税(以下この節において「保険税」という。)を課する。
- 2 被保険者の資格のない世帯主であって当該世帯内に被保険者がある場合は、当該世帯主を納税 義務者とみなす。

(課税額)

- 第119条 納税義務者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康 保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。
 - (1) 基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)
 - (2) 後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)
 - (3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合 算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超えるときは、基礎課税額は、63万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超えるときは、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超えるときは、介護納付金課税額は、17万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

- 第120条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.1を乗じて算定する。
- 2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

第121条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第122条 第119条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について29,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

- 第122条の2 第119条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第122条の6及び第128条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第122条の6及び第128条において同じ。)以外の世帯 17,400円
 - (2) 特定世帯 8,700円
 - (3) 特定継続世帯 13,050円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第122条の3 第119条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控 除後の総所得金額等に100分の2.91を乗じて算定する。

第122条の4 削除

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第122条の5 第119条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,900円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

- 第122条の6 第119条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,600円
 - (2) 特定世帯 2,800円
 - (3) 特定継続世帯 4,200円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第122条の7 第119条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総 所得金額等に100分の2.55を乗じて算定する。

第122条の8 削除

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第122条の9 第119条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 9,100円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第122条の10 第119条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,600円とする。

(賦課期日)

第123条 保険税の賦課期日は、4月1日とする。

(徴収の方法)

第123条の2 保険税は、第125条の2、第125条の6及び第125条の7の規定によって 特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

(納期)

第124条 普通徴収の方法によって徴収する保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月15日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月末日まで

2 市長は、特別の事情のある場合においては、前項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(賦課期日後に納税義務が発生した者等に対する課税方法)

- 第125条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生し、又はその世帯に属する被保険者数が増加した場合には、当該納税義務者に対して課する保険税の額は、その納税義務が発生し、又は被保険者数の増加があった日の属する月から月割をもって算定した第119条第1項の額(第128条の規定による減額が行われた場合には、当該減額した額とする。以下この条において同じ。)とする。
- 2 保険税の賦課期日後に納税義務が消滅し、又はその世帯に属する被保険者数が減少した場合には、当該納税義務者に対して課する保険税の額は、その納税義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった場合において、その消滅し、又は減少があった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで、月割をもって算定した第119条第1項の額とする。
- 3 第1項の賦課期日後に第118条第2項の世帯主(以下この条において「2項世帯主」という。)である納税義務者が同条第1項の世帯主(以下この条において「1項世帯主」という。)となった場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第119条第1項の額から、当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
- 4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である納税義務者が2項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第119条第1項の額を当該2項世帯主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となった日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から、月割をもって当該納税義務者の額から減額する。

(特別徴収)

- 第125条の2 当該年度の初日において、納税義務者が老齢等年金給付(令第56条の89の2 第1項及び第2項に規定する年金たる給付をいう。以下同じ。)の支払を受けている年齢65歳 以上の者(災害その他の特別な事情があることにより、特別徴収の方法によって保険税を徴収す ることが著しく困難であると認められるものその他同条第3項に規定するものを除く。以下「特 別徴収対象被保険者」という。)である場合においては、当該納税義務者に対して課する保険税 を特別徴収の方法によって徴収する。
- 2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(特別徴収義務者の指定等)

第125条の3 前条、第125条の6及び第125条の7の規定による特別徴収に係る保険税の 特別徴収義務者(法第718条の2第1項に規定する特別徴収義務者をいう。)は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者(以下「年金保険者」という。)とする。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第125条の4 年金保険者は、支払回数割保険税額(法第718条の3第2項に規定する支払回数割保険税額をいう。以下同じ。)を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第125条の5 年金保険者は、市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る保険税徴収の実績その他必要な事項を市長に通知しなければならない。

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

- 第125条の6 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付(法第718条の2第2項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。以下同じ。)の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る保険税額として、施行規則第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。
- 2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、同項に規定する額を徴収することが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

- 第125条の7次の各号に掲げる者について、当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る保険税の額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を特別徴収の方法によって徴収する。
 - (1) 第125条の2第2項に規定する特別徴収対象被保険者の保険税について同項の規定による 特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度 の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった 者 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間
 - (2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保 険者となった者 当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間
 - (3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間

(普通徴収税額への繰入れ)

- 第125条の8 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第124条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。
- 2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該 特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合(徴収すべき特別徴収 対象保険税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があ るときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象被 保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(賦課徴収の特例)

- 第126条 保険税の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が確定しないため 当該年度分の保険税の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に おいて到来する納期において普通徴収の方法によって納税義務者に課すべき保険税に限り、その 者の前年度の保険税の額を当該年度の納期の数で除して得た額を、それぞれの納期に係る保険税 として課する。
- 2 前項の規定によって保険税を賦課した場合において、当該保険税の額が当該年度分の保険税の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険税の額が確定した日以後の納期においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険税の額が当該年度分の保険税の額を超えることとなるときは、法第17条の規定の例によってその過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

(徴収の特例に係る税額の修正の申出等)

- 第127条 前条第1項の規定によって保険税を賦課した場合において、当該年度分の保険税の額が前年度の保険税の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって保険税を徴収されることとなる者は、第129条の納税通知書の交付を受けた日から30日以内に、前条第1項の規定によって徴収される保険税の額の修正を市長に申し出ることができる。
- 2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は当該年度分の見積額を基礎として前条第1項の規定によって徴収する保険税の額を修正するものとする。

(保険税の減額)

- 第128条 次の各号のいずれかに掲げる納税義務者に対して課する保険税の額は、第119条第2項本文の基礎課税額から、第1号に掲げる納税義務者にあっては同号ア及びイに掲げる額を、第2号に掲げる納税義務者にあっては同号ア及びイに掲げる額を、第3号に掲げる納税義務者にあっては同号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超えるときは、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から、第1号に掲げる納税義務者にあっては同号ウ及び工に掲げる額を、第2号に掲げる納税義務者にあっては同号ウ及び工に掲げる額を、第2号に掲げる納税義務者にあっては同号ウ及び工に掲げる額を、第3号に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超えるときは、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から、第1号に掲げる納税義務者にあっては同号オ及びカに掲げる額を、第2号に掲げる納税義務者にあっては同号オ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超えるときは、17万円)の合算額とする。
 - (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限り、年齢65歳以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額
 - 被保険者(第118条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 20,720円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに 定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,180円
 - (イ) 特定世帯 6,090円
 - (ウ) 特定継続世帯 9,135円
 - ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第118条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について6,230円
 - エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる 世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,920円
 - (イ) 特定世帯 1,960円
 - (ウ) 特定継続世帯 2,940円
 - オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第118条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,370円
 - カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,920円
 - (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第118条第2項に規定する 世帯主を除く。) 1人について 14,800円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに 定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,700円
 - (イ) 特定世帯 4,350円
 - (ウ) 特定継続世帯 6,525円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第118条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,450円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる 世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,800円
 - (イ) 特定世帯 1,400円
 - (ウ) 特定継続世帯 2,100円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第118条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,550円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,800円
- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第118条第2項に規定する 世帯主を除く。)1人について5,920円
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに 定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,480円
 - (イ) 特定世帯 1,740円
 - (ウ) 特定継続世帯 2,610円
 - ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第118条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,780円
 - エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる 世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,120円
 - (イ) 特定世帯 560円
 - (ウ) 特定継続世帯 840円
 - オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第118条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,820円
 - カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,120円

(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)

第128条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。次条において同じ。)である場合における第120条及び前条の規定の適用については、第120条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第128条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

- 第128条の3 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者 若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理 由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規

則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

(納税通知書)

第129条 保険税の納税通知書は、規則で定める。

(保険税の減免及び納期限の延長)

- 第130条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、特に必要があると認められるものに対し、保険税を減免し、又は3月を超えない限度において、その納期限の延長をすることができる。
 - (1) 災害その他特別の事情により特に必要と認める者
 - (2) 次のいずれにも該当する者の属する世帯の納税義務者
 - ア 被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過するまでの間にある者
 - イ 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者
 - ウ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者
 - (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。
 - (イ) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者
 - (ウ) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員
 - (工) 私立学校教職員共済法 (昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
 - (オ)健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。
- 2 前項の規定により保険税の減免又は納期限の延長を受けようとする者は、納期限前7日までにその事由を記載した申請書に、その事由を証明する書類を添付して市長に申請しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項第2号の規定による減免を受ける場合において、市長がやむ を得ない理由があると認めるときは、職権で保険税を減免することができる。
- 4 第1項の規定によって保険税の減免を受けた者(前項の規定により職権による減免を受けた者を除く。)は、その事由が消滅した場合は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
- 5 第1項第2号の規定により減免を受けた者は、当該減免を受けた年度の翌年度以後の年度分の 同号の規定による減免について申請書の提出を省略することができる。

(中略)

附 則

(中略)

(公的年金等に係る保険税の課税の特例)

第20条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(次条から附則第20条の5までにおいて「公的年金等所得」という。)について同法第35条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。次条から附則第20条の5までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第128条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(中略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)

第20条の6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第128条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 第21条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法 附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは「及び山林所得金額がに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)
- 第22条 前条の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前条中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」と、「、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

第23条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法 附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第120条、第1 22条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「及 び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一 般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」 と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条 の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第128条中「及び山林所得金 額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係 る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

第23条の2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第128条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

第24条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法 附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第120条、第 122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「及 び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先 物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、 同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4 第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第128条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

第25条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法 附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第120条、第122条の 3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所 得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係 る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に 規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第128条中「及び山林所得金額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と する。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第25条の2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第128条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「古しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第128条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」と、第128条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」と、第128条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 第25条の3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第128条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額がに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第128条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、第128条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、第128条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、第128条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、第128条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、第128条中
 - (条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)
- 第25条の4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第128条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第128条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

第25条の5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者

が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配 当所得及び雑所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第1 28条の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方 税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項 に規定する条約適用配当等の額の合計額から法314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の 合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項 に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは 「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用 配当等の額」と、第128条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税 条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(病床転換支援金等に係る保険税の特例)

- 令和6年3月31日までの間、第119条第1項中「後期高齢者支援金等(以下こ の条において「後期高齢者支援金等」という。)及び」とあるのは「後期高齢者支援金等(以下 この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び同法の規定による病床転換支援金等(以下この条において「病床転換支援金等」という。)並びに」と、「後期高齢者支援金等の」とあ るのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。 (保険税の減免の特例)
- 第26条 当分の間、第130条第1項の規定により保険税を減免する場合における同項第2号の 規定の適用については、同号中「次のいずれにも」とあるのは、「次のイ及びウに」とする。 (新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例)
- 第26条の2 市長は、令和元年度分及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から 令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金 給付の支給日)が設定されている保険税に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により第13 0条第1項に規定する減免の適用を受けようとする者の同条第2項に規定する申請については、 同項中「減免又は納期限の延長」とあるのは「減免」と、「納期限前7日までにその事由」とあ るのは「その事由」と読み替えて、同項の規定を適用することができる。
- 第26条の3 市長は、令和元年度から令和3年度までの各年度分の保険税であって、令和3年4 月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴 収対象年金給付の支給日)が設定されている保険税に限り、新型コロナウイルス感染症の影響に より第130条第1項に規定する減免の適用を受けようとする者の同条第2項に規定する申請に ついては、同項中「減免又は納期限の延長」とあるのは「減免」と、「納期限前7日までにその 事由」とあるのは「その事由」と読み替えて、同項の規定を適用することができる。

(中略)

附 則(令和2年3月31日条例第29号)

(施行期日)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

この条例による改正後の福井市市税賦課徴収条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健 康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によ

附 則(令和3年3月23日条例第4号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

この条例による改正後の福井市市税賦課徴収条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健 康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(令和3年6月24日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

福井市国民健康保険基金条例

昭和39年4月1日

条例第18号

(設置の目的)

第1条 国民健康保険財政の健全な運営に資するため、福井市国民健康保険基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる金額は、各会計年度において生じた決算剰余金の範囲内とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、福井市指定金融機関への預金とし、最も確実かつ有利な方法により 保管しなければならない。

(預金利息の処理)

第4条 基金から生ずる利息は、福井市国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金 に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 この基金は、第1条の目的以外には処分することができない。

(補則)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前準備金に属していた現金は、この基金に属する基金とする。

(美山町、越廼村及び清水町の編入に伴う経過措置)

3 美山町、越廼村及び清水町の編入の日の前日までに、美山町国民健康保険基金条例(昭和39年美山町条例第17号)、越廼村国民健康保険基金条例(昭和39年越廼村条例第4号)又は清水町国民健康保険基金条例(昭和62年清水町条例第4号)の規定により積み立てられた現金は、それぞれこの条例により積み立てられた基金とみなす。

附 則(平成18年条例第99号)

この条例は、平成18年2月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日条例第13号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

昭和34年4月13日

規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、福井市国民健康保険条例(昭和34年福井市条例第12号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議会委員の委嘱)

- 第2条 福井市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員中被保険者を代表する 委員は、被保険者の中より適当と認める者を市長が委嘱する。
- 2 保険医又は保険薬剤師を代表する委員は、それぞれ一般社団法人福井市医師会、一般社団法人 福井市歯科医師会及び福井市薬剤師会の推薦した者の中から市長がこれを委嘱する。
- 3 公益を代表する委員は、学識経験者の中から適当と認める者を市長が委嘱する。
- 4 被用者保険等保険者を代表する委員は、被用者保険等保険者の連絡協議会が推薦した者の中から市長がこれを委嘱する。

(協議会の審議事項等)

- 第3条 協議会は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条 の規定に基づき、次の事項について市長の諮問に応じ、又必要あるときは市長に建議するものとする。
 - (1) 条例その他諸規程の制定改廃に関する事項
 - (2) 国民健康保険税の税率及び賦課徴収方法の改正等に関する事項
 - (3) 療養給付の範囲、期間及び一部負担金の改正等に関する事項
 - (4) その他必要な事項

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、公益を代表する委員のうちから協議会で互選する。
- 2 会長は、会議を主宰し協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(協議会の招集)

- 第5条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長が未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。
- 2 協議会は、必要に応じて開催するものとする。
- 3 協議会の議長は、会長をもってこれに充てる。

(協議会の成立)

第6条 協議会は、条例第2条に規定する定員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

(会議録)

- 第7条 協議会の会議事項は、全て会議録に記載しなければならない。
- 2 会議録には、会長及び協議会において定めた委員2名が署名しなければならない。

(出産育児一時金)

- 第8条 被保険者の属する世帯の世帯主が条例第8条の規定により、出産育児一時金の支給を受け ようとするときは、国民健康保険出産育児一時金支給申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類 を添えて市長に申請しなければならない。
 - (1) 出産の事実を証明する書類
 - (2) 同一の出産について出産育児一時金(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)及び私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定によるこれに相当する給付を含む。)の支給を別途申請していないことを示す書類
- 2 条例第8条第1項ただし書に規定する加算した額の出産育児一時金の支給を受けようとする者

- は、前項の国民健康保険出産育児一時金支給申請書に、当該出産育児一時金に係る出産が健康保 険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると市長が認め る際に必要となる書類を添付しなければならない。
- 3 条例第8条第1項ただし書の市長が定める額は、12,000円とする。

(葬祭費の支給申請)

第9条 被保険者が死亡した場合、条例第9条の規定による葬祭費の支給を受けようとするときは、 国民健康保険葬祭費支給申請書(様式第2号)に、死亡の事実を証明する書類を添えて市長に申 請しなければならない。

(被保険者台帳)

第10条 被保険者の資格得喪、保険給付等の状況を明らかにするため、被保険者の台帳を備え、 所要事項を記載するものとする。

(財産管理の方法)

第11条 福井市国民健康保険特別会計に属する財産は、福井市指定金融機関に預託し管理するものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和34年1月1日から適用する。
- 2 福井市国民健康保険運営協議会規程(昭和29年告示第63号)は、廃止する。

(中略)

附 則(令和3年12月20日規則第78号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第2号の改正規定は、公布の日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に出産した被保険者及び被保険者であった者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

様式第1号(第8条関係)

	国民健	康保険出産	育児一時金	支給申請	書		
	<u>金</u>	額		円	s:		
被保険者証 の記号番号	井福 -	=	世帯主氏名				
フ リ ガ ナ 出産者氏名			出産・死産	出産年月日	年	月 日	
出生児氏名			世帯主との続柄				
出産施設名		病 院 診療所 助産所	出産施設所在地	県	市	区・町	
		銀 行 信用金庫 協同組合		普通	• 当 座		
振 込 先	口座番号		フリガロ座名弟				
			名義人に委任しる	ます。		operation (
	申請	者(世帯主)の	氏名			(II)	
300000000000000000000000000000000000000	万国民健康保険の支給を申請し		8条の規定によ	り、上記のと	おり出産す	育児	
	年 月	日					
	申請	者 住 所					
	(世帯	主) 氏名					
		電 話					
福力	‡ 市長あ	C			滞納口有田無	受 付	

様式第2号(第9条関係)

	国民健康保険葬祭費支給申請書									
	金 (額				Р	9			
被保険者証 の記号番号	井福		<u></u>	ţ	上帯:	主"氏名				
ァップ デ 死亡者氏名				J.	巨亡	年月日		年	月	日
(生年月日)		年	月 日		草 信	義 執 行 月 日		年	月	Ħ
死亡原因										
葬儀執行者 氏 名				歹		者との 柄				
			銀 行 信用金属 協同組合	įt.		支 支 出:	11000	普 通	・当	座
振 込 先	口座番号					リガナ座名義				
	この給付	金の受信	質は、振込	先名義。	人に	委任します	·.		20.50	
		申	請者(葬儀	執行者)	の日	6名			1	
請します。	健康保険条例	列施行規	見則第9条の	規定に	より	、上記の	とおり	葬祭費	の支給	を申
2	年 月	Ħ	do ∋±	⊒ ≱-	<i>H</i> -	FIC.				
			申請(葬儀執行	1000	任.	10200				
			(91° HX 15V)	171		話		-7		
							滞	納	受	付
福井	市長ある	Ę							7	38.452

〇国民健康保険法施行令 (抜粋)

昭和三十三年十二月二十七日政令第三百六十二号

(中略)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

- 第三条 法第十一条第一項に定める協議会(第五項において「都道府県協議会」という。)は、被保険 者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保 険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」と いう。)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。)を代表する委員をもつて組織する。
- 2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。
- 3 法第十一条第二項に定める協議会(以下この条において「市町村協議会」という。)は、被保険者 を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織 する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第五条第一項において「協議会」という。)の委員の 定数は、条例で定める。

(平二九政二五八・全改)

(委員の任期)

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (平二九政二五八・一部改正)

(会長)

- 第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

令和4年度

福井市の国保

(令和3年度実績)

編集·発行 福井市保健衛生部保険年金課

〒910-8511 福井市大手 3 丁目 10 番 1 号

電話 (0776) 20 - 5383

発 行 月 令和4年12月